

令和8年度 政策評価書（総合評価方式）

担当部局等名：防衛政策局運用調整参事官

評価実施時期：令和8年8月

1 施策等名

訓練・演習

2 政策体系上の位置付け

防衛力を支える要素

3 施策等の概要

各種事態発生時に効果的に対処し、抑止力の実効性を高めるため、自衛隊の統合訓練・演習や日米の共同訓練・演習に加え、オーストラリア、インド、欧州・東南アジア諸国等との二国間、多国間の訓練・演習についても計画的かつ目に見える形で実施し、力による一方的な現状変更やその試みは認められないとの意思と能力を示していく。その際、事態に応じて柔軟に選択される抑止措置（FDO）としての訓練・演習等の充実強化を図るとともに、円滑化協定（RAA）の整備等を踏まえ、海外の良好な訓練環境を生かした訓練内容の充実や新たな訓練の実施を図る。

また、有事において、部隊等の能力を最大限発揮するため、北海道をはじめとする国内の演習場等を整備し、その活用を拡大するとともに、国内において必要な訓練基盤の整備・充実を着実に進める。米軍施設・区域の自衛隊による共同使用や民間の空港、港湾施設等の利用拡大を図るとともに、南西地域の島嶼部等に部隊を迅速に展開するための訓練を強化し、島嶼部における外部からの武力攻撃に至らない侵害や武力攻撃に適切に対応するため、警察、海上保安庁、消防、地方公共団体等との共同訓練、国民保護訓練等を強化する。

こうした訓練を拡大していくためには、関係する地方公共団体や地元住民の理解や協力を得る必要があるため、訓練の安全確保に万全を期しつつ、北海道をはじめとする国内の演習場等を含め、訓練基盤の周辺環境への配慮をしていく。

4 政策効果の把握・分析

防衛省・自衛隊が、我が国の防衛の任務を果たすためには、平素から、防衛力の中核である各隊員及び各部隊が常に高い練度を維持、向上させることが必須であり、高い能力・練度こそが、我が国の抑止力・対処力の根幹をなすといえる。

防衛省・自衛隊は、様々なハイレベルの共同訓練・演習及び他省庁・自治体を交えた各種演習を積極的に行い、抑止力・対処力のさらなる向上に努めている。

また、訓練の質を向上させるため、自衛隊の訓練は、可能な限り実戦に近い環境で行うよう努めているが、自衛隊の即応性を維持・向上させるためには、訓練環境をより一層充実させていく必要がある。こうした認識のもと、防衛省・自衛隊では、効率的・効果的な訓練・演習を行うため、国内外での訓練実施基盤の拡充にかかる取組を推進している。

そこで、施策「訓練・演習」について政策評価を実施するうえで、下記の有効性及び必要性について検討する。

（１）自衛隊の統合訓練・演習

（２）日米共同訓練

- (3) 各種訓練環境の整備
- (4) 警察、海上保安庁、消防、地方公共団体等との主な共同訓練、国民保護訓練
- (5) 訓練の安全確保

なお、同施策についての所要経費は各種訓練毎に内局及び陸海空各自衛隊等において、各々が予算を計上しており、予算科目も機関毎に教育訓練演習費や外国旅費、油購入費等が複雑に計上されており、「訓練・演習」という分類で所要経費の総額を計算することは困難である。そのため、費用対効果の観点から効率性等を判断することは難しいものの、限られたリソースで自衛隊の任務遂行の範囲内で、個別に検討の上で必要とされる訓練・演習が実施されていることを評価の資とする。

(1) 自衛隊の統合訓練・演習

平素から各自衛隊の統合運用について訓練を積み重ねることにより、自衛隊の抑止力・対処力がシームレスに遺憾なく発揮されるように準備しておくことが重要である。

このため、自衛隊は、統合運用を演練する自衛隊統合演習（実動演習）及び自衛隊統合演習（指揮所演習）をおおむね毎年交互に行っている。また、各種の災害にも迅速かつ的確に対応するため、各種の防災訓練を行っているほか、国や地方公共団体などが行う防災訓練にも積極的に参加し、各省庁や地方公共団体などの関係機関と連携強化を図っている。

さらに、海外における緊急事態においては、在外邦人等の輸送又は保護措置を速やかに実施できるよう、自衛隊は、平素から訓練を行っている。

(2) 日米共同訓練

平素から日米共同訓練・演習を行うことは、戦術面などの相互理解や意思疎通といった相互運用性を向上させ、日米共同対処能力の維持・向上に大きく資するのみならず、日米それぞれの戦術技量の向上を図るうえでも有益である。とりわけ、実戦経験豊富な米軍から習得できる知見や技術は極めて貴重であり、自衛隊の能力向上に大きく資するものである。

また、効果的な時期、場所、規模で共同訓練を実施することは、日米間での一致した意思や能力を示すことにもなり、抑止の機能を果たすことになる。

さらに、日米同盟の抑止力・対処力の強化にあたり、日米共同訓練は重要な役割を果たしている。自衛隊は、各軍種間の共同訓練や日米共同統合演習（実動演習及び指揮所演習）を着実に積み重ねており、自衛隊の戦術技量の向上や米軍との連携強化などを図るとともに、地域の平和と安定に向けた日米の一致した意思や能力を示してきた。

加えて、各自衛隊は、米国のみならず、第三国の参加も得たハイレベルな多国間共同訓練にも積極的に取り組んでいる。オーストラリアや欧州諸国の軍隊を交えた訓練を通じ、自衛隊の戦術技量の向上を図るとともに、各国軍隊との連携及び相互運用性を高め、我が国の抑止力・対処力を強化している。

(3) 訓練環境の整備

訓練の質を向上させるため、自衛隊の訓練は、可能な限り実戦に近い環境で行うよう努めているが、自衛隊の即応性を維持・向上させるためには、訓練環境をより一層充実させていく必要がある。こうした認識のもと、防衛省・自衛隊では、効率的・効果的な訓練・演習を行うため、国内外での訓練実施基盤の拡充にかかる取組を推進している。

その一環として、防衛省・自衛隊は、北海道をはじめとする国内の演習場の整備・活用の拡大を図るとともに、地元との関係に留意しつつ、国内に所在する米軍施設・区域の共同使用を促進することとしている。また、自衛隊施設や米軍施設・区域以外の場所の利用

や米国・オーストラリアなど海外の良好な訓練環境の活用を促進するとともに、シミュレーターなどを一層積極的に導入することとしている。

このほか、馬毛島（まげしま）（鹿児島県）に自衛隊が訓練・活動を行うことができる施設などの整備を進めている。

さらに、あらゆる事態において自衛隊の能力を最大限発揮するため、平素から民間空港を使用した訓練を行うことが必要との考えのもと、民間空港における自衛隊機の訓練を行っている。

ア 陸上自衛隊

演習場や射場は、地域的にも偏在しているうえ、広さも十分でないこともあり、大部隊の演習や戦車、長射程火砲の射撃訓練などを十分には行えない状況にある。これらの制約は、装備の近代化に伴い大きくなる傾向にある。また、演習場や射場の周辺地域の都市化に伴う制約もある。

このため、国内における訓練基盤が限定的である地对空誘導弾部隊や地对艦誘導弾部隊の実射訓練などを米国などで行うほか、海外における多国間共同訓練など、国内にはない良好な演習基盤を活用した実動訓練への参加を通じて、戦術技量の向上を図っている。

また、師団レベルや方面隊レベルの実動演習では、限られた国内の演習場などを最大限に活用しているほか、地元の理解と協力を獲得しながら自衛隊施設・区域以外を活用した、より実戦的な訓練を行っている。

イ 海上自衛隊

我が国周辺の訓練海域は、気象、海象、船舶交通や漁業などの関連から使用できる時期や場所に制約がある。

このため、例えば、比較的浅い海域で行うことが必要な掃海訓練や潜水艦救難訓練などについては、陸奥湾、相模湾や角力（すもう）灘などで行うほか、2025年6月には、硫黄島において初めて無人機による実機雷処分の試験を行った。

このほか、海外任務が増加するなか、短期間により多くの部隊が訓練成果をあげられるよう、計画的・効率的な訓練に努めており、海外で行われる多国間共同訓練への参加や同訓練海域への進出、帰投時における二国間・多国間共同訓練などを通じ、効率的・効果的な戦術技量の向上や同盟国・同志国などとの連携、対処力の強化を図っている。

ウ 航空自衛隊

我が国周辺の訓練空域の多くは、広さが十分でないため、一部の訓練では、航空機の性能や特性を十分に発揮できないこともある。また、基地によっては訓練空域との往復に長時間を要する。さらに、飛行場の運用にあたっては、航空機の騒音に関連して早朝や夜間の飛行訓練について十分配慮した訓練を行うことが必要である。

このため、例えば、在日米軍の射爆撃場の共同使用などにより、実弾の射爆撃訓練を行っているほか、飛行部隊や高射部隊による米国でのペトリオット実射訓練など、海外の訓練環境の活用にも努めている。

（４）警察、海上保安庁、消防、地方公共団体等との共同訓練、国民保護訓練

度重なる北朝鮮による弾道ミサイルなどの発射、特に日本列島越えの弾道ミサイル発射に伴うＪアラートの発出などにより、国民保護の取組への関心や、防衛省・自衛隊の役割に対する期待が高まっている。国民保護は国家防衛戦略における防衛力の抜本的強化の柱の一つであることから、防衛省・自衛隊としても、積極的に取り組んでいくこととしている。

防衛省・自衛隊は、国民保護措置として、警察、消防、海上保安庁など様々な関係省庁と連携しつつ、被害状況の確認、人命救助、住民避難の支援などを行うこととしている。

この国民保護措置の的確かつ迅速な実施のためには、平素から関係機関と連携態勢を構築しておくことが必須であり、防衛省・自衛隊として地方公共団体などとの平素からの連携を深めるとともに、政府全体として武力攻撃事態などを念頭に置いた国民保護訓練を強化することとしている。

（５）訓練の安全確保

防衛省・自衛隊は、日頃の訓練にあたって安全確保に最大限留意するなど、平素から安全管理に一元となって取り組んでいる。

令和６年１１月、大島沖北方海上（福岡県）を訓練のために航行していた海自掃海艇「うくしま」から火災が発生し沈没する事故が発生した。令和８年４月、本事故は、主発電機燃料戻り油管の接合部からの燃料油漏えいによる火災（推定）と、艦内電源を喪失した際の主機等を停止する要領の習熟や機械室火災時の消火要領が不十分であったことなどによる自艇消火不能を原因とする事故調査結果が公表された。再発防止策として、主発電機燃料戻り油管の接合部の改修、機械室火災や電源喪失を想定した実践的な訓練の徹底、応急器材の分散配備などにより、再発防止に全力で取り組んでいく。

令和７年２月、あいば野演習場において、155mm りゅう弾砲 FH70 の射撃訓練中、１発の弾着が演習場境界付近で不明となる事案が発生した。本事案については、基本・基礎の不備、指導・監督及び練度管理の不備により、１個使用すべき装薬を２個使用したことで、弾丸の推進力が増加したことを原因とする事故調査結果が公表された。全火器の安全確認、隊員の意識改革を行い、全陸上自衛隊に基本・基礎の徹底及び指導・監督並びに練度管理の徹底を行い、再発防止に全力を挙げるとしている。

このように、国民の生命や財産に被害を与え、隊員の生命を失うことなどにつながる各種の事故・事案は、絶対に防がなくてはならない。防衛省・自衛隊としては、これらの事故・事案について徹底的な原因究明を行ったうえで、今一度、隊員一人一人が安全管理にかかる認識を新たにし、防衛省・自衛隊全体として、国民の信頼を損なうことがないよう隊員への教育の徹底、装備品の確実な整備など、艦艇や航空機、車両などの運航・運行にあたっての安全確保に万全を期していく。

５ 課題

・自衛隊が実施する国内での訓練は、狭隘な演習場及び訓練海・空域、周辺住民に対する騒音問題、電波使用上の制約等があり、国内での訓練のみでは、任務遂行に必要な練度の維持向上を図る上で必ずしも十分とは言えないことから、引き続き、国内の訓練基盤の整備・活用を図るとともに、国内に比して訓練制約のより少ない海外における訓練環境の活用を図る必要がある。

・また、近年の安全保障環境の変化及び事態の多様化・複雑化に伴い、陸・海・空の各領域に加え、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域も含めた統合的な運用能力の一層の向上が求められている。このため、従来の訓練内容に加え、領域横断的な訓練の充実を図る必要がある。

・さらに、訓練・演習の実施にあたっては、装備品の高度化や運用の複雑化に伴い、事故等の未然防止に向けた安全管理の重要性が一層高まっており、安全管理体制の不断の見直し及び強化が求められている。

・加えて、各種事態において政府一体となった対応を確保するためには、警察、海上保安庁、消防、地方公共団体等の関係機関との連携が不可欠であり、平素からの連携強化及び実践的な共同訓練の充実を図る必要がある。

・ 今後は、以上の課題に対応しつつ、自衛隊が訓練・演習を安定的かつ効果的に実施できるよう、必要な体制の在り方について引き続き検討する必要がある。

6 評価の結果及び施策等への反映（今後の方向性）

【評価の結果】

○有効性

防衛省・自衛隊が、我が国の防衛の任務を果たすためには、平素から、防衛力の中核である各隊員及び各部隊が常に高い練度を維持、向上させることが必須であり、当該施策「訓練・演習」を行うことは、我が国の抑止力・対処力の根幹である防衛省・自衛隊の高い能力・練度を維持・向上することに寄与している。

○必要性

抑止力・対処力のさらなる向上のため、防衛省・自衛隊は、様々なハイレベルの共同訓練・演習及び他省庁・自治体を交えた各種演習をさらに積極的に行うことが求められている。

【施策等への反映（今後の方向性）】

・ 各種事態発生時に効果的に対処し、抑止力の実効性を高めるため、演習場等周辺環境を十分把握し、安全確保に万全を期しつつ、自衛隊の統合訓練・演習や日米の共同訓練・演習を計画的に実施するとともに、これらの訓練・演習の教訓等を踏まえ、事態に対処するための各種計画を不断に検証し、見直しを実施する。

・ 各種事態に国として一体的に対処し得るよう、警察、消防、海上保安庁等の関係機関との連携を一層強化する。

・ 自衛隊の統合訓練・演習や日米間での共同訓練・演習、国民保護を含む関係機関との共同訓練の機会を、自衛隊の実運用のための計画等の検討・検証のみならず、総合的な課題の検討・検証の場としても積極的に活用する。また、各種事態に対処するため、自衛隊統合防災演習、日米共同統合演習等、各自衛隊は計画的に訓練・演習を実施するとともに、国として一体的に対処するため、警察及び海上保安庁との共同訓練等、引き続き、関係機関、地方公共団体等と連携し、実践的で効果的かつ計画的な訓練・演習に一層取り組んでいく。

・ 国内の演習場等の整備・活用を促進し、効果的な訓練・演習を実施するとともに、海外の良好な訓練環境の活用を促進する。例えば、北海道の良好な訓練環境を活用した米海兵隊との実動訓練、また、米国やオーストラリアの広大な訓練施設を活用した各種訓練を実施し、引き続き、国内外の良好な訓練環境の整備・活用の促進に一層取り組んでいく。

・ 併せて必要な訓練基盤の整備・充実の一環として、実際と模擬の訓練環境を組み合わせることで、実環境では再現困難な環境を仮想的に再現し、統合運用能力の検証及び練度向上を図る。

・ 近年の安全保障環境の変化を踏まえ、自衛隊の統合運用能力の一層の向上を図る観点から、陸・海・空自衛隊間の連携を強化するとともに、宇宙・サイバー・電磁波といった新領域も含めた領域横断的な訓練・演習の充実を一層図っていく。

・ 訓練・演習の実施にあたっては、安全確保を最優先とし、事故・事案の原因究明及び再発防止策の徹底、教育訓練の充実等を通じて、安全管理体制の強化に引き続き取り組む。

・ 以上の取組を推進することにより、自衛隊が訓練・演習を安定的かつ効果的に実施できる体制の確保に努める。

7 その他の参考情報

防衛白書

令和 8 年度 政策評価書（総合評価方式）

担当部局等名：統合幕僚監部首席参事官

評価実施時期：令和 8 年 8 月

1 施策等名

海上保安庁との連携・協力の強化

2 政策体系上の位置付け

防衛力を支える要素

3 施策等の概要

あらゆる事態に適切に対応するため、海上保安庁との連携・協力を一層強化する。このため、海上保安庁との情報共有・連携体制を深化するとともに、武力攻撃事態における防衛大臣による海上保安庁の統制要領の作成や共同訓練の実施を含め、各種の対応要領や訓練の充実を図る。これにより、防衛力の抜本的強化を補完する不可分一体の取組として、我が国の国力を結集した総合的な防衛体制を強化することに寄与する。

4 政策効果の把握・分析

施策の目標達成のため以下の取組を実施した。

① 海上保安庁との情報共有・連携体制の深化

防衛省・自衛隊は警戒監視・情報収集活動により得られた情報を海上保安庁に適時適切に共有し、緊密に連携することにより、海上保安庁との情報共有・連携体制を深化させた。

② 各種の対応要領や訓練の充実について

以下の（a）及び（b）の取組を通じ、対応要領や訓練の充実を図った。

（a）武力攻撃事態における防衛大臣による海上保安庁の統制要領の作成

昭和 29 年の自衛隊法制定以来未整備であった同法第 80 条にある「海上保安庁の統制」の具体的な手続を含め、防衛出動命令が発出された場合における両機関の連携についての「統制要領」を令和 5 年 4 月に策定した。これにより、武力攻撃事態において、防衛省・自衛隊に集約された情報を踏まえた統一かつ一元的な指揮に基づき、自衛隊と海上保安庁が通常の協力関係以上に迅速・的確な役割分担の下で事態に対処することが可能となるとともに、海上保安庁が安全かつ適切に国民保護措置や海上における人命保護等を実施し、国民の安全に寄与するとともに、自衛隊の出動目的を効果的に達成することが可能となった。

（b）共同訓練の実施

武力攻撃事態において、海上保安庁が防衛大臣の統制下で実施することが想定される事項について、令和 5 年 4 月に策定した統制要領に基づく手続などを検証し、実効性を高めることを目的とした防衛省・自衛隊と海上保安庁との共同訓練を 4 回実施した。

これにより、統制要領に基づく手続に関係する要員の練度を成熟させるなど、海上保安庁との連携・協力の実効性を高めた。

5 課題

我が国を取り巻く安全保障環境が戦後最も厳しく複雑なものとなる中であっても、あらゆる事態を想定し、平素から情報共有や共同訓練を積み重ね、海上保安庁と自衛隊がそれぞれの役割を果たしつつ、実効性のある連携体制の更なる強化を図っていく必要がある。

6 評価の結果及び施策等への反映（今後の方向性）

【評価の結果】

○必要性

我が国周辺海域の情勢が厳しさを増す中、どのような状況にも切れ目なく対応するため、自衛隊と海上保安庁の連携強化はより一層重要になっている。

○効率性

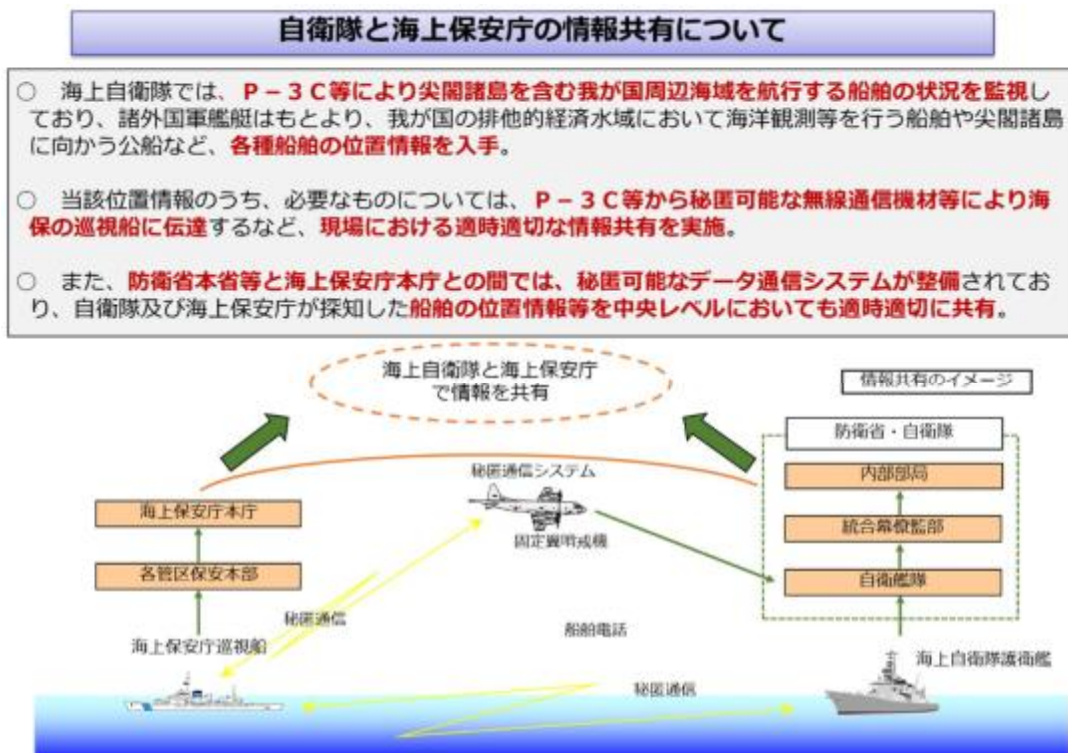
あらゆる事態に適切に対応するため、限られたリソースで海上保安庁との情報共有・連携体制を深化するとともに、統制要領に基づく手続などを検証し、実効性を高めることを目的とした共同訓練を効果的に実行している。

○有効性

警戒監視等により得られた情報を海上保安庁に共有することや、統制要領に基づく手続などを検証し、実効性を高めることを目的とした共同訓練などにより海上保安庁との連携・協力の強化を行うことは、防衛力の抜本的強化を補完する不可分一体の取組として、我が国の国力を結集した総合的な防衛体制を強化することに寄与するといえる。

【施策等への反映（今後の方向性）】

安全保障情勢が変化する中においても、あらゆる事態に適切に対応するため、海上保安庁との連携・協力を一層強化していくことが必要であることから、情勢の変化を踏まえつつ、海上保安庁との情報共有・連携体制を深化するとともに、各種の対応要領を不断に検討し、共同訓練を積み重ねることにより、実効性のある連携・協力体制の更なる強化を図る。



- 統制要領に係る海上保安庁との共同訓練について（ＨＰ掲載資料）

（お知らせ）

令和８年３月１１日
防 衛 省

海上保安庁との共同訓練について

防衛省・自衛隊は、海上保安庁との連携強化を図るため、次のとおり共同訓練を実施いたしました。

１ 目的

統制要領に基づき、両機関における情報伝達など所要の事項を検証する。

２ 期日

令和８年３月１１日（水）

３ 実施場所

防衛省市ヶ谷地区

４ 実施項目

武力攻撃事態において、海上保安庁が防衛大臣の統制下で実施することが想定される巡視船による住民の避難や危険な海域付近を航行する船舶への情報提供等について、統制要領で確立した手続きなどを検証し、より実効性を高めることを目的とした机上訓練

５ 参加機関等

- （１）防衛省内部部局、統合幕僚監部、海上幕僚監部
- （２）海上保安庁本庁

(お知らせ)

令和6年10月16日
防 衛 省

海上保安庁との共同訓練について

防衛省・自衛隊は、海上保安庁との連携強化を図るため、次のとおり共同訓練を実施いたしました。

1 目的

統制要領に基づき、両機関における情報伝達など所要の事項を検証する。

2 期日

令和6年10月16日（水）

3 実施場所

防衛省市ヶ谷地区

4 実施項目

武力攻撃事態において、海上保安庁が防衛大臣の統制下で実施することが想定される巡視船による住民の避難や危険な海域付近を航行する船舶への情報提供等について、統制要領で確立した手続きなどを検証し、より実効性を高めることを目的とした机上訓練

5 参加機関等

- (1) 防衛省内部部局、統合幕僚監部、海上幕僚監部
- (2) 海上保安庁本庁

(お知らせ)

令和5年6月22日
防 衛 省

海上保安庁との共同訓練について

防衛省・自衛隊は、海上保安庁との連携強化を図るため、次のとおり共同訓練を実施いたしました。

1 目的

統制要領に基づき、両機関における情報伝達、現場における対応など所要の事項を演練・検証する。

2 期日

令和5年6月22日（木）

3 訓練海空域

伊豆大島東方

4 訓練項目

武力攻撃事態において海上保安庁を防衛大臣の統制下に入れ、住民の避難並びに船舶への情報提供及び避難支援を実施することを想定した実動訓練を実施

5 参加機関等

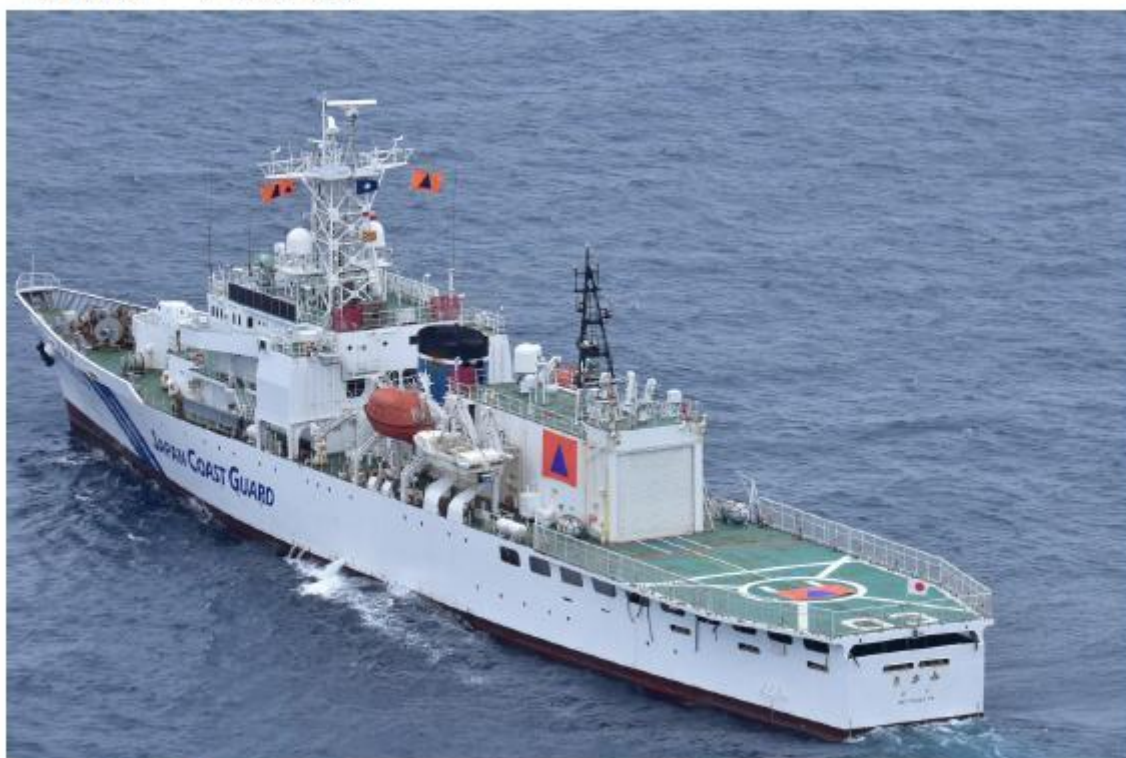
- (1) 防衛省内部部局、統合幕僚監部、海上幕僚監部、自衛艦隊司令部、護衛艦「やまぎり」、SH-60K
- (2) 海上保安庁本庁、第三管区海上保安本部、巡視船「さがみ」

6 その他

武力攻撃事態を想定した海上保安庁との実動訓練は、今回が初めてです。



(護衛艦「やまぎり」)



(巡視船「さがみ」)

(お知らせ)

令和5年5月31日
防 衛 省

海上保安庁との共同訓練について

防衛省・自衛隊は、海上保安庁との連携強化を図るため、次のとおり共同訓練を実施いたしました。

1 目的

統制要領に基づき、両機関における情報伝達など所要の事項を演練・検証する。

2 期日

令和5年5月30日（火）

3 実施場所

防衛省市ヶ谷地区及びその他各在所

4 実施項目

武力攻撃事態において海上保安庁を防衛大臣の統制下に入れ、住民の避難並びに船舶への情報提供及び避難支援を実施することを想定した机上訓練を実施

5 参加機関等

- (1) 防衛省内部部局、統合幕僚監部、海上幕僚監部、自衛艦隊司令部
- (2) 海上保安庁本庁、第三管区海上保安本部

令和8年度 政策評価書（総合評価方式）

担当部局等名：防衛政策局防衛政策課・戦略企画参事官、人事教育局人材育成課
評価実施時期：令和8年8月

1 施策等名 政策立案機能の強化等

2 政策体系上の位置付け 防衛力を支える要素

3 施策等の概要

戦後最も厳しく複雑な安全保障環境の中で、防衛省・自衛隊が十分に能力を発揮するには、宇宙・サイバー・電磁波領域を含め、戦略的・機動的な防衛政策の企画立案が必要である。

このことを踏まえ、防衛力整備計画（令和4年12月16日閣議決定：以下整備計画）では、以下の5つの観点から、政策立案機能の強化等を推し進めることが定められている。

- ① 有識者から政策的な助言を得るための会議体を設置
- ② 自衛隊の将来の「戦い方」とそのために必要な先端技術の活用・育成・装備化について、関係省庁や民間の研究機関、防衛産業を中核とした企業との連携を強化しつつ、戦略的な観点から総合的に検討・推進する態勢を強化
- ③ こうした取組を推進し、政策の企画立案を支援するため、防衛研究所を中心とする防衛省・自衛隊の研究体制を見直し・強化し、知的基盤としての機能を強化
- ④ 国民が安全保障政策に関する知識や情報を正確に認識できるよう教育機関等への講師派遣、公開シンポジウムの充実等を通じ、安全保障教育の推進に寄与するほか、安全保障に係る研究成果等への国民のアクセスが向上するよう効率的かつ信頼性の高い情報発信に努めるとともに、多様化が進むソーシャルネットワークの一層の活用や、外国語によるものも含む情報発信の能力を高める各種施策を推進
- ⑤ 防衛研究所を中心とする防衛省・自衛隊の研究・教育機能を一層強化するため、国内外の研究・教育機関や大学、シンクタンク等とのネットワーク及び組織的な連携を拡充

4 政策効果の把握・分析

「3 施策等の概要」に示す①～⑤について、その目的達成のため、以下の取組を実施した。

① 有識者から政策的な助言を得るための会議体を設置

防衛力の抜本的強化を実現していくにあたり、各界を代表する有識者や専門家の方々の理解と協力を得るような仕組みを構築することが必要であることから、令和6年2月に「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議」を設置した。同会議は、防衛力の強化の全般的な取組に係る重要事項を討論する「総会」と、個々の施策に関する重要事項を討論する「部会」で構成され、活発な議論が行われた。令和7年9月に開催

された第5回部会・第6回総会合同会議では、それまでの議論を総括して、国際情勢の変化や先端技術の進展を踏まえた分析や、防衛省・自衛隊に対する多岐にわたる観点からの提言を含む報告書が取りまとめられた。

令和8年3月末をもって、会議の設置当初から議論に参加してきた委員の委嘱期間が終了した。

② 自衛隊の将来の「戦い方」とそのために必要な先端技術の活用・育成・装備化について、関係省庁や企業との連携を強化しつつ、戦略的な観点から総合的に検討・推進する態勢を強化

先端技術研究の成果を装備品の研究開発などに積極的に取り込むためには、速やかな意思決定を通じて臨機応変な解決策を提示できるスタートアップ企業との連携が重要である。このため防衛省は、経済産業省と連携し、経済産業省が保有するスタートアップ支援の枠組みやネットワークを活用し、防衛省・自衛隊のニーズとスタートアップ企業とのマッチングを図る機会を創出するため、防衛省と経済産業省の関係部署が会合する枠組みとして、「防衛産業へのスタートアップ活用に向けた合同推進会」を整備し継続して意見交換を行っている。また、本推進会の分科会として、AI、無人機などの技術分野毎にマッチングを図る機会を創出する「スタートアップ合同ヒアリング」を実施し、より一層集中的かつ効率的に防衛省・自衛隊とスタートアップ企業とのマッチングを図っている。加えて、防衛省としても新規参入を希望する企業への一元的なサポートを実施する「新規参入相談窓口」の設置や新規参入促進展の開催等、マッチングの機会の強化に加え、今年2月には、スタートアップ企業等の優れた技術を防衛分野に迅速に導入するための「ファストパス調達」制度の整備等の取組を行っている。

また、先進的な民生技術を取り込み、効率的な研究開発を行うため、研究機関や他省庁との連携強化も推進している。具体的には、防衛装備庁と国立研究開発法人などの研究機関との間で、研究協力や技術情報の交換などを積極的に行っている。さらに、統合イノベーション戦略2025（令和7年6月6日閣議決定）を踏まえ、先端技術の活用による優れた装備品の創製や効率的、効果的な研究開発を行うため、内閣府などをはじめとする関係府省庁と平素から緊密に連携を行っている。また、同戦略を推進するために設置された統合イノベーション戦略推進会議に積極的に参画し、関係省庁や国立研究開発法人、産業界、大学などとの一層の連携を図っている。加えて、防衛省の意見を踏まえた研究開発ニーズと関係省庁が有する技術シーズを合致させることにより、総合的な防衛体制の強化への貢献が期待できる技術の開発を加速する政府横断的な仕組みを設置した。この取組では、関係省庁の民生利用目的の研究の中で、総合的な防衛体制の強化にも資する技術課題として当面推進していくものを「重要技術課題」として整理し、その中から育成する価値がある事業を「マッチング事業」に認定している。

さらに、防衛省・自衛隊は革新的な民生先端技術の発掘・育成・取込を推進する取組も行っており、防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、目的指向の基礎研究を公募する競争的研究費制度である安全保障技術研究推進制度（防衛省ファンディング）を行っている。この制度の下、大学や研究機関及びスタートアップ企業などから広く研究課題を公募しており、2025年度までに239件の研究課題を採択している。同年度には、これまでの委託事業に加え、研究者による主体的な活動を支援する補助事業を新設した。また、柔軟な研究の実施を可能とする複数年度契約の適用範囲を拡大し、より応募しやすい制度となるよう改善を図った。これに加え、防衛イノベーションや画期的な装備品などを生み出す機能を抜本的に強化するため、2024

年 10 月、防衛装備庁に防衛イノベーション科学技術研究所を創設した。同研究所では、これまでとは異なるアプローチ、手法を採用し、変化の早い様々な科学技術から、防衛力の強化や社会変革につながる機能・技術を創出するブレークスルー研究を行う。また、同研究所では、安全保障に関する研究開発エコシステムの構築を目指し、スタートアップなどに対し、防衛への理解と関心を高め安全保障に関するネットワークを形成することを目的として、「スタートアップ・非防衛産業・研究機関との共創活動」などに 2025 年度から着手している。これはスタートアップ同士が連携し、研究コミュニティを創成する取組である。

そして、国家全体への波及的効果も見据えた広い視座を確立するために、部外のような多様な主体との連携や広範なコミュニティとの協働を図り、我が国全体の国力向上にも資する構造を構築するため、科学技術と安全保障にかかる諸課題について、防衛大臣に対し必要な助言や提言を行う恒常的な会議体として、防衛科学技術委員会（Defense Science and Technology Board : DSTB）を 2025 年 6 月に設置した。同委員会は、AI や宇宙、サイバーなどの分野を中心に科学技術に精通した学識経験者及び実務経験者などから構成され、2026 年 3 月までに計 6 回会議を開催している。

③ こうした取組を推進し、政策の企画立案を支援するため、防衛研究所を中心として防衛省・自衛隊の研究体制を見直し・強化し、知的基盤としての機能を強化

防衛研究所では、防衛省の政策立案の資とするため、①内局及び防衛装備庁等の要請を受け、防衛政策の立案及び遂行に寄与することを目的に実施する「特別研究」、②防衛政策の策定に資することを目的に広範囲な安全保障の観点から実施する「所指定研究」、③研究担当者の専門領域及び特性に基づき、広範囲な安全保障の観点から実施する「基礎研究」の調査・研究を実施している。防衛政策の立案及び遂行に寄与することを目的に実施する「特別研究」について、直近 3 箇年度の実施状況等は次の通りで、2022 年度：100%（12/12）、2023 年度：100%（12/12）、2024 年度：89%（8/9）となっている。※凡例：達成率（実績(本)/計画(本)）

また、ロシアによるウクライナ侵攻等の近年発生した事態においては、従前とは異なり、先進技術を活用した軍事力と、伝統的な軍事力が混用される新しい戦い方が展開されている状況下であることに加え、国家防衛戦略においても新しい戦い方の必要性が示されていることから、先進技術を活用した軍事力に係る調査研究に加え、これらの軍事力と伝統的な軍事力の双方に係る包括的な調査研究の重要性が一層増している。さらに、これら新しい戦い方の重要性の高まりだけでなく、防衛政策を行う上で限られた人的資源を効率的・有効に活用するために、効率的な組織運営の在り方の検討等も急速に進められている状況である。こうした研究ニーズへの対応として、2026 年度の機構改編で防衛研究所の政策研究部の改編及び先進領域研究部を設けることとした。そのうえで、政治・法制研究室、社会・経済研究室を廃止し、政策研究部に防衛マネジメント研究室、先進領域研究部に宇宙安全保障研究室、防衛基盤研究室を新設するとともに、サイバー安全保障研究室を政策研究部から先進領域研究部に移設した。これらの機構改編により、各分野の専門的人材を集約することで、新しい戦い方や効率的な組織運営の在り方などの専門的な研究に係る活動を行い、防衛省・自衛隊に対して、適切な支援を行っている。

なお、防衛研究所の教育においては、戦略性をより一層向上させたカリキュラムを追求・展開すべく、令和 6 年度に開始する課程から、これまでの一般課程を安全保障戦略課程に、特別課程を安全保障戦略特別課程にそれぞれ移行した。安全保障に係る総合的な知識の涵養や、安全保障に係る各種事象を幅広い視点から捉える能力の涵養等をはじめとした事項に重点を置いた教育が実施され、2022 年には 80 人、2023 年

に 71 人、2024 年に 84 人が同課程を修了している。

さらに、防衛大学校では、自衛隊の幹部となるべき者の教育訓練や自衛官などに対するより高度な教育訓練に加え、これらに必要な研究を行う役割を担っており、一般学術研究や防衛政策に関連する基礎研究を多数実施し、高度な研究水準の維持・向上を図っている。

- ④ **国民が安全保障政策に関する知識や情報を正確に認識できるよう教育機関等への講師派遣、公開シンポジウムの充実等を通じ、安全保障教育の推進に寄与するほか、安全保障に係る研究成果等への国民のアクセスが向上するよう効率的かつ信頼性の高い情報発信に努めるとともに、多様化が進むソーシャルネットワークの一層の活用や、外国語によるものも含む情報発信の能力を高める各種施策を推進する。**

広報活動は様々な手段を適切に組み合わせて実施することが有効であるが、特に映像等、視聴覚に訴える広報活動はより高い効果が期待できるため、防衛政策をわかりやすく説明した映像などを制作し発信するとともに、防衛政策についてわかりやすく説明する防衛白書や戦略 3 文書解説パンフレットといった様々な広報資料を活用している（表 1）。

このほか、自衛隊の様々な活動について、国民に認識していただき理解を深めるための防衛施策等に関する各種広報活動を実施している。防衛シンポジウムの開催、防衛モニターや、ホームページによる情報提供、防衛省広報アドバイザーなどを実施し、国民の意見や意識などを把握することで今後の広報活動の参考としている（表 2）。

加えて、防衛研究所は、研究成果などを基にした信頼性の高い情報発信や、教育機関などへの講師派遣や公開シンポジウムの開催などを通じた、安全保障教育の推進への寄与など、知的基盤の強化に関する各種取組を進めている（表 3）。具体的には、防衛研究所は主な研究成果をホームページ上で公開しており、これまで毎年刊行してきた『中国安全保障レポート』や『NIDS パースペクティブ』、『安全保障戦略研究』を含む、各種刊行物を発行するとともに、主催イベントの録画映像や刊行物のポイント解説動画を配信するなど、積極的に情報発信を行っている。

また、防衛研究所の研究者は研究成果の一端を著書や論文、論考として多数発表しており、第 34 回「アジア・太平洋賞」大賞受賞、第 43 回「石橋湛山賞」受賞の実績がある。防衛大学校の研究成果については、グローバルセキュリティセンターが扱うテーマを中心に、防衛大学校が主催するセミナーやコロキウムでの発表、『セミナー叢書』や『研究叢書』といったオンライン媒体の発行などを通じ、広く部外に発信している。

さらに、国内外の幅広い層に対して、適時・適切に情報発信するために、各種 SNS を活用した迅速かつ分かりやすい情報発信に努めるとともに、動画や画像等を活用したコンテンツの充実、発信タイミングの工夫などにより、受け手の関心や理解の深化を図った（表 4・5）。また、外国語による発信については、英語をはじめとする多言語での情報提供の充実、海外向け公式アカウントの運用強化、国際的な関心事項に関する説明の拡充などに取り組んだ。

	2022 年度	2023 年	2024 年度
当初見込み／目標値 (冊)	11,500	10,400	7,063
活動実績／成果実績 (冊)	11,500	10,400	7,063

表 1：印刷物を活用した広報活動

	2022 年度	2023 年	2024 年度
当初見込み／目標値 (%)	95.2	96.3	95.5
活動実績／成果実績 (%)	95.3	94.5	96.4

表 2：防衛モニターにおける防衛白書（広報用）の理解度

	2022 年度	2023 年	2024 年度
当初見込み／目標値 (回)	1	1	1
活動実績／成果実績 (回)	1	1	1

表 3：防衛省シンポジウムの開催回数

	2022 年度	2023 年	2024 年度
当初見込み／目標値 (本)	20	20	83
活動実績／成果実績 (本)	17	83	51

表 4：防衛省・自衛隊公式動画チャンネルへの投稿本数

	2022 年度	2023 年	2024 年度
当初見込み／目標値 (回)	13,191,287	13,838,042	14,508,527

活動実績／成果実績 (回)	12,580,038	13,189,570	14,544,124
------------------	------------	------------	------------

表5：ホームページにおける防衛省広報用映像の視聴回数

⑤ 防衛研究所を中心とする防衛省・自衛隊の研究・教育機能を一層強化するため、国内外の研究・教育機関や大学、シンクタンク等とのネットワーク及び組織的な連携の拡充

国内外の研究・教育機関や大学、シンクタンクなどとのネットワークの構築や組織的な連携強化を通じた、防衛省・自衛隊の研究体制の見直し・強化を図った。

防衛研究所は、諸外国の国防大学・安全保障研究機関等との研究交流等を実施した。具体的には、研究者の相互派遣による講義、研究会の実施や国際会議への参加、諸外国の政府・軍高官の訪問受入れや海外の研究者・専門家の招へい等に取り組み、こうした交流を通じ、防衛研究所の調査研究の質的向上と知的ネットワークの強化を図った。

また、自衛隊の幹部学校等においては、定期的に安全保障に関する各種のセミナーやシンポジウムを開催し、産官学からの研究員、海外研究者、外国軍人などの参加を得て、様々な視点からの討議や意見交換を通じ、将来の我が国の安全保障などに関する調査研究の資としている。

5 課題

防衛政策立案機能の強化として実施してきた①～⑤の取組についての課題は、4 政策効果の把握・分析に記載した取組状況を踏まえ、以下のとおり考える。

①について、令和7年9月に開催された「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議」第5回部会・第6回総会合同会議で取りまとめられた報告書の内容を、防衛省においてしっかりと確認し、防衛力の抜本的強化をはじめとする政策を主体的・主導的に推進する上で参考としている。今後も、防衛省・自衛隊として、各種施策を推進していくため、様々な枠組みや機会を通じて、引き続き外部の有識者の知見を適切に取り入れていく。

②について、スタートアップ等の新規参入を促進するための取組については、新規参入促進展やスタートアップ合同推進会及びスタートアップ合同ヒアリングを複数回実施することができ、こうした取組をきっかけに、契約に至った企業もある等、成果を上げている。また、安全保障技術研究推進制度の公募については、令和7年度に最多の応募件数を更新するなど、防衛分野での将来における研究開発に資する先進的な技術の発掘・育成に効果があった。防衛イノベーション科学技術研究所では、防衛省外からプログラムマネージャーを採用し自由で斬新な発想の下で行う挑戦的な研究や、先端民生技術の早期取り込みによる成果創出を目指す研究が推進されているほか、従来防衛とはかかわりのなかったスタートアップ等との連携が深められている。そして、DSTBでの議論の結果や作成したレポート等が科学技術関係府省庁（内閣府、経産省等）やアカデミア、企業等に共有され、部外の多様な主体との連携や広範なコミュニティとの協働が進み、我が国全体の国力向上にも資する構造が実現されている。

上記のような個別の施策の実施により、研究開発における「部外力の活用」について、一定の成果は得たが、世界でみられる「新しい戦い方」に対応した我が国としての「新しい守り方」を実現するためには、無人装備、人工知能（AI）、宇宙といった分野におい

て、民生先端技術を防衛目的で迅速に活用することや、これらを既存の技術・製品と組み合わせで発展させることが必要である。そのため、防衛省として、最先端科学技術の研究の担い手である国立研究開発法人(国研)・大学等や、その社会実装の担い手であり、スピード感を有するスタートアップ等との連携を一層強化し、防衛装備品の研究開発に活用するとともに、防衛イノベーションを創出可能な研究開発エコシステムの早期の構築が必要である。そのためには、国研・大学等への研究基盤整備、SUを含む幅広い主体の参画をより促進するための伴走支援等の方策の検討が必要である。

③について、特に「特別研究」においては、基本的に全ての研究が所定の期日までに実施され、高い達成率を示している。また、その成果は調査研究成果報告書としての提出のみならず、依頼元も参加する定期的な研究会を通じて、課題認識や分析結果に対する双方向的な意見交換を実施している。こうした取組により、依頼元のニーズや環境の変化を適時に研究へ反映しつつ、研究成果を提出することが可能となっており、省内機関のみならず学外の機関・研究者との連携も強化されている。このような依頼元との緊密な調整・連携を通じて、防衛政策の立案及び遂行への寄与が十分に確認できたと考えられる。こうした成果を継続させ政策立案機能の強化を確固たるものとするための安定的な研究予算の確保が今後の課題である。また、2026年度の機構改編により改編及び新設された政策研究部及び先進領域研究部については、新しい守り方や効率的な組織運営の在り方等に関する専門的な研究を一層推進するため、当該分野に知見を有する人材の新規採用を含め、今後更なる機能の充実と研究体制の改善を推進していく。

④について、前項にて確認した通り防衛白書をはじめとする印刷物、映像や各種パンフレットの公表、シンポジウムの開催、防衛モニターや広報アドバイザー等の各種取組が実施されてきており、また、有識者やマスコミ関係者がこれらによる正確な情報に基づく論考や報道情報を発信することも通じて、国民が安全保障政策に関する知識や情報を正確に認識できるよう一定の成果を挙げている。また、防衛研究所においては、ウェブページの改善、生成AIを活用した情報発信の工夫、さらには外国語による発信を含むXやYouTube等のSNSを通じたタイムリーな情報発信を組織的に推進してきたことで情報発信力の向上が見られている。

一方で、情報の一般国民への訴求には未だ課題がある。例えば、防衛省が刊行している印刷物については、分量が多いものや難解な表現が用いられているものがあるといった課題があるため、防衛省・自衛隊への関心が低い層に対して、どのように施策を伝えていくかといった方法について、更に工夫が求められる。また、防衛研究所の情報発信についても課題があり、知的基盤を今後更に充実・改善させる観点から、研究成果についてより高い学術的評価の獲得につながるよう、著書や論文としての公表を一層奨励していく必要がある。

⑤について、特に国際交流は質・量ともに拡大している。質の面では、これまでの継続的な交流の積み重ねにより、一例として防衛研究所と韓国国防大学校との間でSOIの締結に至る等、協力関係の深化が認められた。量の面でも、防衛研究所や自衛隊幹部学校と国外の機関との交流に加え、政策支援に係る案件を含むアドホックな来訪案件も増加傾向にある。このような取組を通じて、国外の研究・教育機関や大学、シンクタンク等との協力関係の強化に係る成果が十分に確認されたと考える。国内の大学や研究機関等との組織的な連携を今後更に充実させるべく、地方を含む主要都市の大学との連携を強化するとともに、学部生や大学院生を対象としたアウトリーチ活動も地域を跨いで定期的を開催するなど、よりきめ細やかな実施を追求していく必要があると考える。また、自衛隊幹部学校が定期的に実施しているセミナーやシンポジウムについては、今後各国軍のみならず、学術、国際機関との連携など、更なる充実・改善を図っていくことが求められる。

そのうえで、我が国を取り巻く安全保障環境は、これまでより一層急速に厳しさを増す中、防衛省・自衛隊の任務、役割が、急速に拡大・変化し、防衛政策立案機能についても、これまで以上に質及び量の両面においての向上が求められるようになっており、防衛政策立案機能の強化として実施してきた①～⑤の取組は、引き続き重要であるほか、防衛省・自衛隊全体としても防衛政策立案を担うにふさわしい組織へと変革させていくことが必要であり、本省内部部局や防衛装備庁等の抜本的な機能強化が必要である。

6 評価の結果及び施策等への反映（今後の方向性）

防衛政策立案機能の強化として実施してきた①～⑤の取組は、それぞれの取組が相互に関係していることや、そもそも政策立案機能について何かの指標をもって数値的に評価することが難しいことから、定量的に評価することは困難であるが、4 政策効果の把握・分析及び5 課題で記載したとおり、一定の取組を実施し、政策立案機能の強化に貢献してきたと評価することができる。

そのうえで、我が国を取り巻く安全保障環境が、戦後最も厳しく複雑なものとなる中、「防衛力」を我が国自身が主体的に構築していく必要があり、政策立案機能の強化については、これを支えるものとして、これまで以上に重要度が増すことが予想される。

特に、安全保障環境の変化が様々な分野で加速度的に生じている中、我が国の独立と平和、国民の命と平和な暮らしを守り抜いていくために何が必要か、あらゆる選択肢を排除せずにスピード感をもって検討していく必要があることを踏まえれば、高い知見を有する有識者の知見の活用、研究・教育機関の体制等の不断の見直し・強化、将来の「守り方」に必要な先端技術の活用・育成・装備化や、持続的な対応能力を確保するための関係省庁や企業等と連携した各種取組は、必要不可欠であり、今後もこの取組を継続・強化していく。

また、「透明性」のある防衛政策は、諸外国等との間では不信や誤算が生じることを防ぎ、緊張を抑え、危機を防ぐ土台となるほか、防衛政策に対する国民の理解を得ることにつながり、現実的な防衛政策を実行することができるようになり、抑止力をより確かなものとすることができることから、これにかかる取組についても継続していく。

この際、5 課題で取り上げたもののうち、成果が見られたものについてはその取組を継続するとともに、今後の課題となったものについては、さらなる取組を充実させていくこととする。

7 その他の参考情報

防衛力整備計画（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）Ⅳ第4項（抜粋）

政策立案機能の強化等

自衛隊が能力を十分に発揮し、厳しさ、複雑さ、スピード感を増す戦略環境に対応するためには、宇宙・サイバー・電磁波領域を含め、戦略的・機動的な防衛政策の企画立案が必要とされており、その機能を抜本的に強化していく。この際、有識者から政策的な助言を得るための会議体を設置する。また、自衛隊の将来の「戦い方」とそのために必要な先端技術の活用・育成・装備化について、関係省庁や民間の研究機関、防衛産業を中核とした企業との連携を強化しつつ、戦略的な観点から総合的に検討・推進する態勢を強化する。さらに、こうした取組を推進し、政策の企画立案を支援するため、防衛研究所を中心とする防衛省・自衛隊の研究体制を見直し・強化し、知的基盤としての機能を強化する。

また、国民が安全保障政策に関する知識や情報を正確に認識できるよう教育機関等への講師派遣、公開シンポジウムの充実等を通じ、安全保障教育の推進に寄与するほか、安全保

障に係る研究成果等への国民のアクセスが向上するよう効率的かつ信頼性の高い情報発信に努めるとともに、多様化が進むソーシャルネットワークの一層の活用や、外国語によるものも含む情報発信の能力を高める各種施策を推進する。また、防衛研究所を中心とする防衛省・自衛隊の研究・教育機能を一層強化するため、国内外の研究・教育機関や大学、シンクタンク等とのネットワーク及び組織的な連携を拡充する。

令和 8 年度 政策評価書（総合評価方式）

担当部局等名：統合幕僚監部参事官、防衛政策局運用政策課・
運用調整参事官、整備計画局施設計画課、防衛
装備庁プロジェクト管理部事業監理官（航空機
担当）

評価実施時期：令和 8 年 8 月

1 施策等名

大規模災害等への対応

2 政策体系上の位置付け

国民の生命・身体・財産の保護・国際的な安全保障協力への取組

3 施策等の概要

南海トラフ巨大地震等の大規模自然災害や原子力災害をはじめとする特殊災害といった各種の災害に際しては、統合運用を基本としつつ、十分な規模の部隊を迅速に輸送・展開して初動対応に万全を期すとともに、無人機（UAV）（狭域用）汎用型、ヘリコプター衛星通信システム、人命救助システム及び非常用電源の整備をはじめとする対処態勢を強化するための措置を講じる。

また、関係省庁、地方公共団体及び民間部門と緊密に連携・協力しつつ、各種の訓練・演習の実施や計画の策定、被災時の代替機能、展開基盤の確保等の各種施策を推進する。

さらに、原子力発電所が多数立地する地域等において、関係機関と連携して訓練を実施し、連携要領を検証するとともに、原子力発電所の近傍における展開基盤の確保等について検討の上、必要な措置を講じる。

4 政策効果の把握・分析

地震や台風などの大規模災害、感染症危機などは、国民の生命・身体・財産に対する深刻な脅威であり、我が国として、国の総力をあげて全力で対応していくこととなる。

この方針の下、防衛省・自衛隊は、大規模災害などに際して、警察、消防、海上保安

庁、地方公共団体などの関係機関と緊密に連携して人命救助、応急復旧、生活支援などを行う。

具体的には、発災当初においては、被害状況の速やかな把握に努め、最優先で人命救助を行うとともに、地方公共団体、関係省庁などと役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用などについて調整しつつ、生活支援などを行う。この際、被災により地方公共団体の態勢が整っていない場合には、自衛隊側から「提案型」の支援を行い、その後は地方公共団体のニーズに基づく活動に移行する。また、自衛隊の支援を真に必要としている方々が、支援に関する情報により簡単にアクセスすることができるよう、情報発信についても強化している。

そこで、施策「大規模災害等への対応」について政策評価を実施するうえで、下記の有効性及び必要性について検討する。

- (1) 大規模災害等における部隊の初動対応
- (2) 無人機等の対処態勢の強化
- (3) 訓練等各種施策の推進
- (4) 原子力発電所立地地域との連携

なお、本施策に係る全体の所要経費は、内局及び陸海空各自衛隊等において、各々が予算を計上しており、予算科目も機関毎に教育訓練演習費や施設整備費、油購入費等様々な科目で計上されている。これらは、他の様々な施策において共通して計上している経費であり、「大規模災害等への対応」という分類のみを抽出することは困難であるため、効率化の観点から評価していない。

- (1) 大規模災害等における部隊の初動対応

ア 令和6年能登半島地震

令和6年1月1日、石川県能登地方を震源とする最大震度7の地震が発生したことに伴い、防衛省・自衛隊は、石川県知事と富山県知事からの災害派遣要請を受けて、人命救助などの災害派遣活動を行った。陸路により被災していないエリアからのアクセスが可能だった東日本大震災や熊本地震と比べ、能登半島のくびれた部分からその先に伸びる先端部への道路網は寸断され、陸路からのアクセスが非常に困難な状況であった。能登半島の空路の拠点たる「のと里山空港」は、滑走路が、ひび割れにより段差が発生するなど甚大な被害が発生し、被災市町の輪島港や飯田港といった港は、断層のズレにより海底や地盤が隆起し、船舶の喫水に影響を及ぼすほど水深が浅くな

るなど着岸が難航した。

能登半島は、山地と丘陵地が大部分を占め、急峻で複雑な形状の山間部と、富山湾側はリアス式海岸で、日本海側は砂浜が少なく海岸沿いには段丘が発達、荒海に長い時間浸食された断崖が連続する地形である。そのような形状の半島部には、市街地の他、至るところに、複数集落あるいは一軒家に住民が暮らす孤立エリアが多数存在している。

自衛隊は、このような能登半島の特性を踏まえ、発災当初から、空中機動力を積極的に活用・駆使したオペレーションを矢継ぎ早に発動。同時に、陸路からのアクセスを可能とするための啓開活動を実施することで、最大時約 14,000 人、艦艇 10 隻、航空機約 110 機態勢で活動を実施し、最終的には、人員延べ約 1,140,000 人、艦艇延べ約 350 隻、航空機延べ約 4,600 機を派遣し、対応に当たった。こうした活動により、約 1,040 名の人命救助等を実施した。

イ 令和 6 年能登豪雨

令和 6 年 9 月 21 日、秋雨前線や線状降水帯などの影響により、石川県の能登半島を中心に記録的な大雨が発生し、輪島市、珠洲（すず）市、能登町に大雨特別警報が発表された。この大雨により河川の氾濫や土砂災害が発生したため、石川県知事からの災害派遣要請を受けて、陸自と空自が、最大時は約 1,400 名態勢で人命救助、道路啓開、物資輸送、給水支援などの活動を実施し、最終的には、人員延べ約 26,000 人、車両延べ約 960 両、航空機延べ約 120 機を派遣し、対応に当たった。こうした活動により、148 名の人命救助を実施することができた。

ウ 令和 7 年大船渡市で発生した林野火災

令和 7 年 2 月に発生した岩手県大船渡市における林野火災においては、平成以降最大規模の延焼範囲となるなか、岩手県知事からの災害派遣要請を受け、自衛隊は自治体や消防と緊密に連携して対応し、陸自と空自の航空機延べ約 70 機が活動して、空中消火活動などを実施し、最終的には、人員延べ約 8,800 人、車両延べ約 1,100 両、航空機延べ約 400 機を派遣し、約 6,480 t 分の散水を実施した。

(2) 無人機等の対処態勢の強化

ア 無人機（UAV）（狭域用）汎用型について

雨天や夜間等でも、カメラ等で偵察を実施することができる無人機（UAV）（狭域用）汎用型については、発災当初の初動対応において、夜間や孤立地域においても速

やかな情報収集が実施できる等、被害状況の速やかな把握等に活用できる機材であり、令和6年能登半島地震においても、孤立地域における上空からの情報収集等を実施している。

イ ヘリコプター衛星通信システムについて

衛星通信を活用した映像伝送を可能とするヘリコプター衛星通信システムについては、現行の映像伝送システムと異なり、地上にある駐屯地や車両等に搭載されている衛星局等と人工衛星を経由して防衛省本省等に映像等のデータを送信するのではなく、航空機から直接映像等のデータを人工衛星を経由して防衛省本省等に送信する機材であり、車両に搭載されている衛星局等の展開状況によらずデータを送信できるようになることで、今まで以上に災害発生時における被害状況の速やかな把握等に活用できる機材であり、機体搭載時における確認試験を踏まえ、令和8年度以降、運用を開始する予定である。

ウ 人命救助システムについて

地震、津波、台風等による災害及び航空機事故等の大規模な事故により倒壊した家屋、事故機等から被災者を捜索し、救助することを目的として、災害派遣活動を実施する初動対処部隊が災害派遣現場で使用する資器材一式であり、陸上自衛隊の駐屯地や航空自衛隊の基地等に配備されている。引き続き整備目標を達成できるように調達を進める。

	人命救助システム			山岳救助用	火山対応用 ※整備目標 達成
	I 型	II 型	III 型		
令和4年度		1セット		5セット	5セット
令和5年度		6セット		33セット	9セット
令和6年度	1セット	3セット	4セット	1セット	
令和7年度	1セット	1セット	8セット		
総計	2セット	11セット	12セット	39セット	14セット

エ 非常用電源の整備について

全国に配置されている駐屯地等は、各種災害が発生した際には災害対処における重要な拠点となるものであり、災害により駐屯地等が被害を被った場合であっても、災害対処上必要な建物等への電力の供給体制を確保することは、極めて重要であると認識していることから、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30

年12月14日 閣議決定)」に基づき、平成30年度から令和2年度末までに、全国自衛隊の駐屯地・基地等で自家発電機が未設置だった29地区において、自家発電機を設置し、駐屯地等单位毎の整備は完了している。

現在においては、防衛力整備計画における施設の強靱化にて、個別建物の用途等を踏まえ、災害時における施設の機能維持のための非常用電源施設を順次整備している。

(3) 訓練等各種施策の推進

自衛隊が各種の災害にも迅速かつ的確に対応するため、平素から自衛隊統合防災演習や離島統合防災訓練及び日米共同統合防災訓練といった各種の防災訓練を行い、自衛隊の災害対処能力の向上を図り、令和6年能登半島地震における孤立地域の救助活動等で実践したほか、国や地方公共団体などが行う防災訓練にも積極的に参加し、各省庁や地方公共団体などの関係機関と連携強化を図っている。具体的には、平素から地方公共団体などと連携を強化することが重要であるとの考えの下、①自衛隊地方協力本部への国民保護・災害対策連絡調整官（事務官）の設置、②自衛官の出向等（東京都の防災担当部局）や相互交流（陸自中部方面隊と兵庫県の間）、③地方公共団体からの要請に応じ、防災分野で知見のある退職自衛官の推薦などを行っている。

また、災害発生時においても自衛隊の重要な機能を維持する観点から、自衛隊の飛行場や港湾施設等のインフラ基盤の強化、自衛隊施設の復旧や活用などに必要な資機材の整備、自衛隊施設の耐震化・老朽化対策について、重点的かつ集中的に取り組んでいる。

自衛隊が実施する各種統合防災訓練の取組状況は以下のとおり。

実施年度	実施期間	訓練名称	実施場所（基準）	参加部隊等（基準）
令和4年度	令和4年 6月20日 ～23日	令和4年度 自衛隊統合 防災演習	防衛省市ヶ谷地区 その他演習参加 部隊等の所在地、 在日米軍横田基地等	内部部局、統合・陸上・海上・航空幕僚監部、情報本部、防衛装備庁等、陸上総隊、各方面隊、自衛艦隊、各地方隊、航空総隊、航空支援集団、防災関係機関及び在日米軍

				等
	令和4年 11月9日	令和4年度 離島統合防 災訓練及び 日米共同統 合防災訓練	東京都神津島、 伊豆大島及び同 周辺海空域等	統合幕僚監部、陸 上総隊、東部方面 隊、横須賀地方隊、 航空総隊、航空支 援集団、在日米陸 軍航空大隊、第3 6輸送飛行隊及び 第3海兵隊機動展 開部隊
令和5年度	令和5年 6月26日 ～30日	令和5年度 自衛隊統合 防災演習	防衛省市ヶ谷地 区その他演習参 加部隊等の所在 地等	内部部局、統合・陸 上・海上・航空幕僚 監部、情報本部、防 衛装備庁、陸上総 隊、各方面隊、自衛 艦隊、各地方隊、航 空総隊、航空支援 集団、防災関係機 関、在日米軍及び 豪軍等
令和6年度	令和6年 5月20日 ～24日	令和6年度 自衛隊統合 防災演習	防衛省市ヶ谷地 区その他演習参 加部隊等の所在 地等	内部部局、統合・陸 上・海上・航空幕僚 監部、情報本部、陸 上総隊、各方面隊、 自衛艦隊、各地方 隊、航空総隊、航空 支援集団、防災関 係機関、在日米軍 及び豪軍等
	令和6年 12月1日	令和6年度 離島統合防 災訓練及び	石垣島、西表島 及び同周辺海空 域	統合幕僚監部、西 部方面隊、自衛艦 隊、航空総隊及び

		日米共同統合防災訓練		第3海兵隊機動展開部隊
	令和7年 1月14日 ～17日	令和6年度 (第2回) 離島統合防災訓練及び日米共同統合防災訓練	滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県、高知県並びに同周辺海空域	統合幕僚監部、陸上総隊、中部方面隊、自衛艦隊、呉地方隊、航空総隊、航空支援集団、米海兵隊岩国航空基地及び在日米陸軍
令和7年度	令和7年 7月14日 ～18日	令和7年度自衛隊統合防災演習	防衛省市ヶ谷地区、東京都庁、その他演習参加部隊等の所在地及び赤坂プレス・センター	内部部局、統合・陸上・海上・航空幕僚監部、統合作戦司令部、情報本部、陸上総隊、各方面隊、自衛艦隊、各地方隊、航空総隊、航空支援集団、防災関係機関、在日米軍及び豪軍等
	令和7年 11月15日	令和7年度日米豪共同離島等統合防災訓練	東京都新島村(新島及び式根島)、埼玉県朝霞市、千葉県木更津市及び同周辺海空域並びにこれらを結ぶ経路	統合作戦司令部、陸上総隊、東部方面隊、自衛艦隊、横須賀地方隊、航空総隊、在日米軍及び在日豪軍

(4) 原子力発電所立地地域との連携

防衛省・自衛隊では原子力災害に対処するため、原子力災害対処にかかる計画を策定している。また、国、地方公共団体、原子力事業者が合同で実施する原子力総合防災訓練に参加し、地方公共団体の避難計画の実効性の確認や原子力災害緊急事態における関係機関との連携強化を図っている。

自衛隊が参加する原子力総合防災訓練の参加状況は以下のとおり。

実施年度	実施期間	実施場所（基準）	参加部隊等（基準）
令和４年度	令和４年 １１月４日 ～６日	関西電力株式会社美浜原子力発電所、福井県美浜オフサイトセンター、福井県三方郡美浜町その他の周辺市町村並びにこれらの周辺海空域	陸上総隊、東部方面隊、中部方面隊、陸上自衛隊施設学校、自衛艦隊、舞鶴地方隊、航空総隊及び航空支援集団
令和５年度	令和５年 １０月２７日 ～２９日	東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所、新潟市、三条市、柏崎市、上越市、魚沼市及び刈羽村並びにこれらの周辺海空域	陸上総隊、東部方面隊、自衛艦隊、舞鶴地方隊及び航空総隊
令和６年度	令和７年 ２月１４日 ～１６日	九州電力株式会社川内原子力発電所、薩摩川内市、鹿児島市、いちき串木野市、さつま町及び長島町並びにこれらの周辺海空域	陸上総隊、西部方面隊、自衛艦隊、佐世保地方隊、航空総隊及び航空支援集団
令和７年度	令和７年 １１月２８日 ～３０日	内閣総理大臣官邸及び内閣府合同庁舎８号館並びに四国電力株式会社伊方原子力発電所、愛媛県松山市、西予市、八幡浜市及び西宇和郡伊方町並びにこれらの周辺海空域	統合幕僚監部、陸上総隊、中部方面隊、自衛艦隊、呉地方隊、航空総隊、航空支援集団及び統合作戦司令部

５ 課題

近年の災害派遣活動の大規模化、長期化等により、訓練計画上見込んでいた部隊の練度の維持・向上の達成に支障を来した事例が発生しており、防衛省・自衛隊としては、このような状況の中、自衛隊の災害派遣活動について、自治体や関係省庁等との間で役

割分担の明確化等により、効率的・効果的に行うことで、部隊の訓練等に与える影響を最小限にとどめるよう努めた。

・令和４年度から令和７年度にかけては、林野火災発生に伴う災害派遣の件数が増加傾向（R4：６件→R5：６件→R6：20件→R7：24件）であり、１回の災害派遣活動に派遣する航空機も増加傾向にあることで、部隊活動に影響が生じた例がある。

・令和６年度に発生した能登半島地震に伴う災害派遣において、上下水道被害により避難生活が長期化し、支援ニーズが発生したこと、山間部・脆弱地質により孤立地域が多数発生したこと、断水・道路寸断により外部支援の活動環境確保に支障をきたしたこと等が原因で過去最長となる活動期間を記録し、部隊活動に影響が生じた例がある。

6 評価の結果及び施策等への反映（今後の方向性）

大規模災害等に備え、平素からの訓練や関係機関との連携強化及び必要な装備品等の整備を着実に推進した結果、自衛隊による初動対応能力の向上及び災害対処態勢の充実が図られている。これにより、所要の部隊を迅速に輸送・展開し、関係機関と連携した効果的な災害対処を実施するための基盤が強化され、国民の生命、身体及び財産を保護するための体制整備に一定の成果が認められる。引き続き、体制整備を進めつつ、課題に対応するため、以下の施策を推進する。

- （１）三要件（緊急性・公共性・非代替性）は、自衛隊が災害派遣の実施を判断する上で勘案する要件ではある。他方、災害に対し迅速かつ円滑に対処するためには、三要件の考え方について都道府県に理解してもらうことも重要であることから、本年（令和８年）防衛省防災業務計画に三要件を記載。
- （２）災害対応の長期化が予期される場合又は救援活動が必ずしも自衛隊による活動を必要としなくなった場合においては、関係機関等による災害応急対策の状況を継続的に確認しつつ、関係機関や民間事業者等による代替措置が早期に講じられるよう、当該活動を関係機関等へ移管することを基本として所要の調整を行う。

7 その他の参考情報

防衛白書

令和 8 年度 政策評価書（総合評価方式）

担当部局等名：防衛政策局戦略企画参事官

評価実施時期：令和 8 年 8 月

1 施策等名

海洋安全保障及び既存の国際的なルールに基づく空の利用に関する取組

2 政策体系上の位置付け

本施策は、防衛力整備計画において「海洋安全保障及び既存の国際的なルールに基づく空の利用に関する取組」に位置付けられており、同盟国・同志国等との連携を通じて、海洋を中心とする国際公共財の安全かつ安定した利用を確保し、地域の平和と安定に寄与することを目的とするものである。

3 施策等の概要

国家防衛戦略は、海洋国家である我が国にとって、自由で開かれた海洋秩序を強化し、航行・飛行の自由や安全を確保することは、我が国の平和と安全にとって必要不可欠としている。

このため、防衛省・自衛隊は、インド太平洋地域の沿岸国と共に、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の実現のため、海洋安全保障に関する協力を推進している。

また、シーレーンの安定的な利用を確保するため、関係機関との協力・連携のもと、海賊対処や日本関係船舶の安全確保に必要な取組を行っている。

4 政策効果の把握・分析

防衛力整備計画においては、「開かれ安定した海洋及び既存の国際的なルールに基づく空の利用は、海洋国家である我が国の平和と繁栄の基礎という認識の下、自由で開かれたインド太平洋というビジョンも踏まえ、海洋安全保障及び既存の国際的なルールに基づく空の利用について認識を共有する諸外国との共同訓練・演習、装備・技術協力、能力構築支援、情報共有等の様々な機会を捉えた艦艇や航空機の寄港・寄航等の取組を推進する。これにより、海洋秩序及び既存の国際的なルールに基づく空の利用の安定のための我が国の意思と能力を積極的かつ目に見える形で示す。」とされている。

本施策においては、海洋安全保障の確保及び国際的な安全保障環境の安定に向け、諸外国との連携を通じた各種取組を実施してきた。これらの政策効果の把握に当たっては、我が国の意思と能力を積極的かつ目に見える形で示すという点を踏まえ、主として「諸外国との会議及び共同訓練・演習」「諸外国への装備・技術協力」「諸外国への能力構築支援」「様々な機会を捉えた艦艇や航空機等の寄港・寄航等」「海賊対処行動及び中東地域における情報収集活動」の 5 つの観点から、それぞれの取組の実施状況を中心に、定量的把握を基本としつつ、必要に応じて定性的分析を併用した。

（1） 令和 4 年度から令和 7 年度における各政策の主要な実績

① 諸外国との会議及び共同訓練・演習

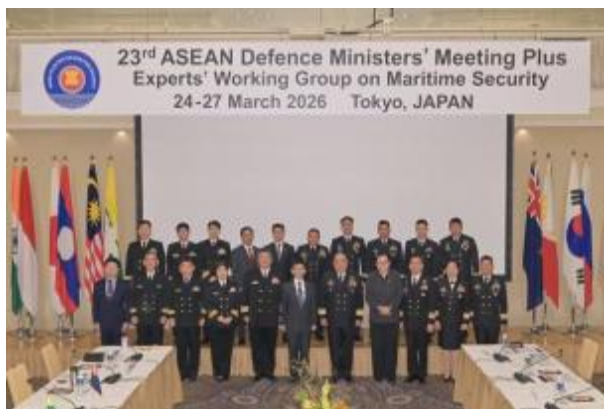
自国の平和を維持するためには、抑止力・対処力を強化するのみならず、自国を取り巻く安全保障環境の安定化が不可欠である。そのため、防衛省・自衛隊は、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の実現に向けた取組として、広くインド太平洋地域にお

いて同盟国・同志国等との共同訓練を積極的に推進している。特に、我が国の安全保障と密接な関係を有するインド太平洋地域において、パートナーシップを強化するとともに、共同訓練等といった共通の努力を同盟国・同志国等と行い、各国の能力・練度の維持・向上及び共同・連携による抑止力・対処力の強化により、相乗効果を発揮することで、力による一方的な現状変更やその試みを許さない安全保障環境の創出を図っている。令和4年度から令和7年度において、米国、豪州、EU 海上部隊（フランス、スペイン、イタリア等）をはじめとした同盟国・同志国等との共同訓練を実施するとともに、ADMM プラス海洋安全保障専門家会合等の多国間枠組みに継続的に参加した。主要な実績を表1に示す。

表1 諸外国との主要な会議及び共同訓練・演習

令和4年度	日米豪共同訓練（NOBLE PARTNER22）、米海軍主催多国間共同訓練（RIMPAC2022）、日米共同訓練、日米豪共同訓練、パシフィック・パートナーシップ 2022、日米ソロモン親善訓練、日米豪韓加ミサイル警戒演習（PACIFIC DRAGON2022）、日加新共同訓練、日米豪韓加共同訓練（PACIFIC VANGUARD2022）、日仏豪共同訓練（ラ・ペルーズ 22）、日米加共同訓練（ノーブル・レイブン 22）、豪州海軍主催多国間共同訓練（KAKADU2022）、日米加共同訓練（ノーブル・レイブン 22-2）、日米韓共同訓練、EU 海上部隊（フランス海軍）との海賊対処共同訓練、日米豪加共同訓練（ノーブル・ミスト 22）、米豪比主催共同訓練（Exercise SAMASAMA/LUMBAS2022）、スペイン海軍との海賊対処共同訓練、トルコ海軍との海賊対処共同訓練、多国間共同訓練、日米印豪共同訓練（マラバール 2022）、EU 海上部隊（スペイン空軍）との海賊対処共同訓練、米スリランカ主催共同訓練（CARAT2023）、仏空母打撃群との共同訓練、パキスタン海軍主催多国間共同訓練（AMAN23）、米国主催国際海上訓練（IMX/CE23）、日仏米豪印英加新共同訓練（ラ・ペルーズ 23）、米海軍主催固定翼哨戒機多国間共同訓練（シードラゴン 2023） ADMM プラス EWG（海洋安保）
令和5年度	日米豪加共同訓練（ノーブル・ウルフ）、日米豪共同訓練、インドネシア海軍主催多国間共同訓練（コモド 2023）、日米仏共同訓練（Multi Big-Deck Event）、日米加仏共同訓練（ノーブル・タイフーン）、日米加共同訓練（ノーブル・レイブン 23）、日米仏共同訓練（ノーブル・バッファロー）、日豪キリバス親善訓練、日米豪韓共同訓練（PACIFIC VANGUARD23）、米豪主催多国間共同訓練（タリスマン・セイバー23）、EU 海上部隊（スペイン海軍）との海賊対処共同訓練、日米印豪共同訓練（マラバール 2023）、米海軍主催多国間共同訓練（SEACAT2023）、日米加共同訓練（ノーブル・チヌーク）、日米豪比共同訓練、日米加共同訓練（ノーブル・スティングレイ）、日米コロンビア親善訓練、EU 海上部隊（イタリア海軍）との海賊対処共同訓練、米比主催共同訓練（EXERCISE SAMASAMA2023）、日米韓共同訓練、日米豪加新共同訓練（ノーブル・カリブー）、令和5年度海上自衛隊演習（実動演習（共同演習））、米海軍主催固定翼哨戒機多国間共同訓練（シードラゴン 2024）、日仏共同訓練、日米豪共同訓練（コーブ・ノース 24）、インド海軍主催多国間共同訓練（MILAN2024） ADMM プラス EWG（海洋安保）、ADMM プラス EWG（海洋安保）

令和6年度	日米韓共同訓練、EU 海上部隊（イタリア海軍）との海賊対処共同訓練、日米新共同訓練（ノーブル・レイブン 24）、日米加比共同訓練、米海軍主催多国間共同訓練（RIMPAC2024）、日英豪共同訓練、米国主催多国間共同訓練（PACIFIC DRAGON24）、米国主催多国間ミサイル警戒演習（PACIFIC VANGUARD24）、日豪伊独仏共同訓練（ノーブル・レイブン 24-3）、豪海軍主催多国間共同訓練（KAKADU24）、日米豪共同訓練（ノーブル・レイブン 24-4）、日米豪比新共同訓練、EU 海上部隊（スペイン海軍）との海賊対処共同訓練、米比主催共同訓練（Exercise SAMASAMA2024）、日米印豪共同訓練（MALABAR2024）、日米比共同訓練、日米豪比共同訓練、パキスタン海軍主催多国間共同訓練（AMAN2025）、米国主催国際海上訓練（IMX/CE25）、日米仏共同訓練（パシフィック・ステラール）、インドネシア海軍主催多国間共同訓練（コモド 2025）、日米新共同訓練、米海軍主催固定翼哨戒機多国間共同訓練（シードラゴン 2025）、日英伊共同訓練 ADMM プラス EWG（海洋安保）
令和7年度	EU 海上部隊（スペイン海軍）との海賊対処共同訓練、EU 海上部隊（ギリシャ海軍）との共同訓練、日豪新共同訓練、日英米豪西諾共同訓練、米尼軍等との実動訓練（スーパー・ガルダ・シールド 25）、米軍主催多国間共同訓練（パシフィック・ヴァンガード 25）、日英諾共同訓練、日英米豪加諾共同訓練、日米比共同訓練、第 9 回西太平洋潜水艦救難訓練（パシフィック・リーチ 2025）、日英印諾共同訓練、米比主催多国間共同訓練（SAMASAMA2025）、令和 7 年度海上自衛隊演習（実動演習（共同演習））、EU 海上部隊及びジブチ海軍等との多国間海賊対処共同訓練、日米印豪共同訓練（マラバール 2025）、日豪加新共同訓練 ADMM プラス EWG（海洋安保）



ADMM プラス EWG（海洋安



EU 海上部隊との共同訓練

② 諸外国への装備・技術協力

我が国は、自国の安全保障、平和貢献・国際協力の推進や防衛生産・技術基盤の維持・強化に資するよう、2014年に策定された防衛装備移転三原則及びその運用指針に基づき、諸外国との防衛装備・技術協力を推進している。

防衛装備移転は、国家安全保障戦略等に記載のとおり、特にインド太平洋地域における平和と安定のために、力による一方的な現状変更を抑止して、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略や武力による威嚇を受けている国への支援等のための重要な政策手段となる。令和4年度から令和7年度にかけて、インドへの艦艇搭載用複合通信空中線「ユニコーン」及び豪州への「もがみ」型護衛艦の能力向上型の装備移転の進展等、防衛装備移転及び技術協力の具体化を推進した。

【装備協力】

●インド

- ・2024 年 11 月 インドへの艦艇搭載用複合通信空中線「ユニコーン」の移転実現に向けた細目取極に署名

●豪州

- ・2024 年 2 月 豪州政府は次期汎用フリゲート 11 隻の調達計画を発表。候補として、日本（「もがみ」型護衛艦）、スペイン、ドイツ、韓国の 4 か国の艦名を発表
- ・2024 年 11 月 日本とドイツが最終候補として正式発表。国家安全保障会議において、「国際共同開発・生産」案件として移転を認め得ることを確認済
- ・2024 年 12 月 官民合同推進委員会の立ち上げ（以後、2025 年 4 月、2025 年 8 月及び 2026 年 3 月に実施）
- ・2025 年 8 月 日本が選定された旨、豪州政府より正式発表
- ・2026 年 4 月 豪州政府と日本企業の間で日本国内建造 3 隻分の契約の締結及びそれに伴う細目取極並びに防衛当局間取決めの署名を行った旨、小泉防衛大臣・マールズ豪国防大臣から共同発表



「もがみ」型護衛艦、ユニコーン

【技術協力】

- ・2025 年 7 月 AUKUS「第 2 の柱」に関して、海洋無人機システムの水中音響通信に係る実験演習に参加した（タリスマン・セイバー 25）（7 月）



実験演習の様子（水中音響通信）

③ 諸外国への能力構築支援

能力構築支援とは、平素から継続的に安全保障・防衛関連分野における人材育成や技術支援等を行い、支援相手国自身の能力を向上させることにより、地域の安定を積極的・能動的に創出し、グローバルな安全保障環境を改善する取組である。防衛省・自衛隊は、特にインド太平洋地域の各国等と本事業を行うことにより、相手国軍隊等が国際の平和及び地域の安定のための役割を適切に果たすことを促進し、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出することとしている。令和４年度から令和７年度にかけて、ASEAN 諸国及び太平洋島嶼国等（フィリピン、ベトナム、スリランカ、トンガ等）に対し、航空救難、艦船整備、水中不発弾処理、潜水医学等の分野における能力構築支援を継続的に実施した。実績の細部は表２に示す。

表２ 諸外国への能力構築支援

年度	対象地域・国	支援内容
令和４年度	ASEAN	乗艦協力プログラム
	フィリピン	航空医学、艦船整備
	ベトナム	航空救難、水中不発弾処分、潜水医学
	スリランカ	航空救難
令和５年度	ASEAN・太平洋島嶼国	乗艦協力プログラム
	フィリピン	艦船整備
	ベトナム	水中不発弾処分、航空救難
令和６年度	ASEAN・太平洋島嶼国	乗艦協力プログラム
	フィリピン	艦船整備、航空医学
	ベトナム	航空救難、水中不発弾処分
	トンガ	船外機維持整備
	スリランカ	航空救難
令和７年度	ASEAN・太平洋島嶼国	乗艦協力プログラム

	フィリピン	航空医学
	ベトナム	水中不発弾処分、潜水医学
	スリランカ	航空救難／航空医療搬送
	トンガ	船外機維持整備



能力構築支援（左：水中不発弾処分、右：乗艦協力）

④ 様々な機会を捉えた艦艇や航空機等の寄港・寄航等

我が国は日米同盟を基軸としつつ、日米豪印（クアッド）の枠組みを通じて、同志国との協力を深化し、FOIPの実現に向けた取組をさらに進める方針である。東南アジア・南アジア・太平洋島嶼国及び中東・アフリカ・中南米地域の国々に対しては、幅広い手段を活用しながら、FOIPの実現に向けて協力を強化することとしている。

防衛省・自衛隊も FOIP の実現に向け、防衛協力・交流を推進しており、同地域の沿岸国と良好な関係を確立し、自衛隊による港湾・空港の安定的な利用を可能にすることで、シーレーンの安定的な利用の維持に取り組んでいる。

このような取組の一環として、I P D（インド太平洋方面派遣）、I M E D（インド太平洋・中東方面派遣）、諸外国との共同訓練・演習、外洋・遠洋練習航海等の機会を捉え、艦艇及び航空機による寄港・寄航等を通じた各種取組を実施した。それぞれの取組の実績の細部は表3～表5に示す。

表3 外洋・遠洋練習航海実績

年度	区分	寄港国・都市
令和4年度	外洋練習航海（部内）	米国（グアム）、インドネシア（ビトゥン）、フィリピン（ダバオ）
	外洋練習航海（飛行）	カンボジア（シハヌークビル）、マレーシア（ポートクラン）、ブルネイ（ムアラ）

	遠洋練習航海	スリランカ（コロンボ）、ジブチ（ジブチ）、フランス（トゥーロン）、英国（ロンドン、ポーツマス）、パナマ（パナマシティ）、オマーン（サラール）、米国（ノーフォーク、パールハーバー）
令和5年度	外洋練習航海（部内）	ブルネイ（ムアラ）、カンボジア（シアヌークビル）、ベトナム（ハイフォン）
	外洋練習航海（飛行）	インドネシア（バタム島）、タイ（サタヒップ）、東ティモール（ディリ）
	遠洋練習航海	米国（ダッチハーバー、サンディエゴ、パールハーバー）、カナダ（エスカイモルト、ヴィクトリア）、メキシコ（マンサニージョ）、ペルー（カヤオ）、チリ（バルパライソ）、アルゼンチン（ブエノスアイレス）、ブラジル（リオデジャネイロ、レシフェ）、コロンビア（カルタヘナ）
令和6年度	外洋練習航海（部内）	フィリピン（マニラ）、マレーシア（ポートクラン）、タイ（レムチャバン）
	外洋練習航海（飛行）	ベトナム（ダナン）、インドネシア（スラバヤ）
	遠洋練習航海	ブルネイ（ムアラ）、セーシェル（ビクトリア）、南アフリカ（ケープタウン）、セネガル（ダカール）、イタリア（ナポリ）、トルコ（イスタンブール）、スペイン（バレンシア）、ドイツ（ハンブルク）、英国（ロンドン、サウザンプトン）、米国（ノーフォーク、ハワイ）、メキシコ（プエルトバジャルタ）
令和7年度	外洋練習航海（部内）	フィリピン（ダバオ）、インドネシア（ビトゥン）、バプアニューギニア（ポートモレスビー）
	外洋練習航海（飛行）	シンガポール（チャンギ）、ベトナム（ダナン）、マレーシア（コタキナバル）
	遠洋練習航海	米国（サンディエゴ、ジャクソンヴィル、パールハーバー、ヒロ）、アルゼンチン（ブエノスアイレス）、グアテマラ（プエルト・サント・トマス・デ・カステージャ）、チリ（バルパライソ）、ブラジル（サントス、フォルタレザ）、ペルー（カヤオ）、メキシコ（アカプルコ）



遠洋練習航海（左：ハンブルク入港、右：ロンドン）

表 4 共同訓練・演習の機会を捉えた寄港実績一例（海上自衛隊）

年度	艦名	寄港地（国・都市）
令和 4 年度	きりさめ	パラオ（コロール）、米国（グアム）、ソロモン諸島（ホニアラ）、バヌアツ（ポートビラ）、フィジー（スバ）、トンガ（ヌクアロファ）、ニューカレドニア（ヌメア）、パプアニューギニア（ポートモレスビー）、豪州（ダーウィン）、フィリピン（セブ）
令和 5 年度	いずも	PNG（ポートモレスビー）、豪州（ダーウィン）
	いずも／さみだれ	ベトナム（カムラン）、フィリピン（マニラ）
	いずも／しもきた	豪州（ブリスベン）
	くまの	シンガポール（チャンギ）、インドネシア（ジャカルタ）、マレーシア（ランカウイ）
	さみだれ	インド（ビシャカパトナム、ポートブレア）、モルディブ（マレ）、スリランカ（コロンボ）、シンガポール（チャンギ）
	しもきた	ニューカレドニア（ヌメア）、フィジー（スバ）、米国（グアム）
	しらぬい	米国（グアム）、パラオ（コロール）、ソロモン（ホニアラ）、豪州（シドニー）、トンガ（ヌクアロファ）
令和 6 年度	ありあけ	パラオ（コロール）、米国（グアム）、豪州（ダーウィン）、インド（ポートブレア、ビシャカパトナム）フィリピン（スービック）
	いずも	米国（グアム）
	かが	米国（サンディエゴ、ハワイ）
	くにさき	マーシャル（マジュロ）、フランス（タヒチ）、米国（ハワイ、グアム）

	のしろ	米国（グアム）、フィジー（スバ）、トンガ（ヌクアロファ）
	はぐろ	米国（グアム、ハワイ）
令和 7 年度	あけぼの	シンガポール（チャンギ）、インド（ムンバイ）、オマーン（ドゥクム）、スリランカ（コロンボ）、マレーシア（コタキナバル）
	いせ／すずなみ	フィリピン（マニラ）、豪州（ダーウィン、シドニー）、NZ（ウェリントン）、米国（グアム）
	おおすみ	豪州（ダーウィン、ダウズヒル）、パプアニューギニア（ポートモレスビー）、東ティモール（ディリ）、インドネシア（ジャカルタ、バンダールランブン）
	やはぎ	シンガポール（チャンギ）、インドネシア（ジャカルタ）、マレーシア（ランカウイ）、豪州（ダーウィン）、パラオ（コロール）、米国（グアム）

表 5 共同訓練・演習の機会を捉えた寄航実績一例（航空自衛隊）

年度	訓練・活動	機種	寄航地
令和 4 年度	クリスマス・ドロップ（人道支援・災害救援）	C-130H	米国（グアム）
	ピッチ・ブラック 22（豪空軍演習）	F-2A	豪州（ダーウィン空軍基地）
令和 5 年度	レッド・フラッグ・アラスカ（米空軍演習）	F-15J/DJ、E-767、C-2	米国（アラスカ）
	パシフィック・エアリフト・ラトラーリ-23／日比 HA/DR	C-130H	フィリピン（クラーク空軍基地）
	クリスマス・ドロップ（人道支援・災害救援）	C-130H	米国（グアム）
	コープ・ノース 24（日米豪共同訓練）	F-15J/DJ、F-2A、U-	米国（グアム）

		125A、UH-60J、E-767、C-130H	
令和6年度	コープ・ノース 25（日米豪共同訓練）	E-2D	米国（グアム）
		F-35A	米国（グアム）
		KC-46A	米国（グアム）
	第2輸送航空隊国外運航訓練	U-4	米国（グアム／アンダーセン基地、ウォンパット空港）
		U-4	豪州（アバロン、アルバトロス、アンバレー、ケアンズ）
		U-4	NZ（オークランド空軍基地）
	第1輸送航空隊国外運航訓練	C-130H	カンボジア（シェムリアップ）
		C-130H	インド（ビアー・サバーカー）
		C-130H	ラオス（ルアンパバーン）
	クリスマス・ドロップ	C-130H	米国（グアム）
	KC-46A 国外運航訓練	KC-46A	米国（NJ州マクガイア基地）
		KC-46A	米国（KS州マッコネル基地）
令和7年度	第1輸送航空隊国外運航訓練	C-130H	マレーシア（スルタン・アブドゥル・アジズ・シャー空港）
	日米共同訓練（航空機動）	C-2	米国（ハワイ）

	レッド・フラッグ・アラスカ 25-2	F-15J/DJ	米国（アラスカ）
	レッド・フラッグ・アラスカ 25-2	E-767	米国（アラスカ）
	レッド・フラッグ・アラスカ 25-2	C-130	米国（アラスカ）
	モビリティ・ガーディアン 25	C-130H	米国（グアム）
	クリスマス・ドロップ	C-130H	米国（グアム）

⑤ 海賊対処行動及び中東地域における情報収集活動

防衛省・自衛隊は、シーレーンの安定的利用を確保するため、護衛艦及びP-3C哨戒機を含む海賊対処部隊を派遣し、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動及び中東地域における情報収集活動（海賊対処部隊の護衛艦及び航空機を活用）を継続的に実施した。それぞれの実績の細部は表6及び表7に示す。

表6 ソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動の実績

年度	護衛艦による任務実績		P-3C 哨戒機による任務飛行回数
	直接護衛回数	ゾーンディフェンス 日数	
令和4年度	4回（5隻）	174日間	192回
令和5年度	7回（8隻）	209日間	178回
令和6年度	0回	190日間	139回
令和7年度	0回	228日間	143回

表7 中東地域における情報収集活動の実績

年度	護衛艦により確認した船舶数	P-3C 哨戒機により確認した船舶数
令和4年度	6, 166隻	21, 393隻
令和5年度	4, 978隻	15, 867隻
令和6年度	4, 867隻	5, 679隻
令和7年度	2, 306隻	6, 346隻



(2) 政策の効果

① 諸外国との会議及び共同訓練・演習

米国、豪州、EU 海上部隊（フランス、スペイン、イタリア等）をはじめとした同盟国・同志国等との共同訓練を実施するとともに、ADMM プラス海洋安全保障専門家会合等の多国間枠組みに継続的に参加した。特に、海上自衛隊最大規模の演習となった令和 7 年度海上自衛隊演習（実動演習（共同演習））では、海上自衛隊、米軍、豪州軍、カナダ軍、ニュージーランド軍、フランス軍の艦艇や航空機が参加し、各種戦術訓練等を実施した。

これらの取組については、共同訓練・演習の継続的な実施による自衛隊の戦術技量及び相互運用性の向上といった直接的な成果が認められる。また、多国間での訓練の実施や継続的な会議への参加を通じ、同盟国・同志国との信頼関係の深化及び安全保障協力の具体化が図られており、

海洋安全保障に係る対処能力の向上及び国際的な安全保障環境の安定化に重要な役割を果たしている」と評価できる。

② 諸外国への装備・技術協力

インドへの艦艇搭載用複合通信空中線「ユニコーン」及び豪州への「もがみ」型護衛艦の能力向上型の装備移転の進展等、防衛装備移転及び技術協力の具体化を推進した。

これらの取組の効果については、具体的案件の進展や協力実績の蓄積等の観点から認められ、相手国の能力向上に資する直接的な成果に加え、防衛生産・技術基盤の維持・強化にも資するものと評価できる。

また、装備・技術協力は、単なる交流にとどまらず、安全保障分野における関係をより高度な段階へと発展させるものであり、各国との連携強化及び信頼関係の深化を通じて、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出に寄与していると評価できる。

③ 諸外国への能力構築支援

ASEAN 諸国及び太平洋島嶼国（フィリピン、ベトナム、スリランカ、トンガ等）に対し、航空救難、艦船整備、水中不発弾処理、潜水医学等の分野における能力構築支援を継続的に実施した。また、支援対象国及び支援分野は徐々に拡大している。

これらの取組により、相手国の海洋安全保障に係る能力向上といった直接的な効果が認められる。また、相手国が自律的に安全保障上の役割を果たす能力の向上を通じて、地域における不安定要因の低減に寄与していると評価できる。

さらに、継続的な支援を通じて人的ネットワークの形成及び信頼関係の醸成が図られており、中長期的な安全保障協力の基盤の強化につながっている。

④ 様々な機会を捉えた艦艇や航空機等の寄港・寄航等

艦艇及び航空機による寄港・寄航は様々な機会を捉え、数多く実施しており、各国との連携強化及び信頼関係の醸成が図られている。これらの取組は、我が国の意思と能力を可視的に示すことにより、海洋におけるプレゼンスの確保に資するものである。

また、これらの活動は、シーレーンの安定的利用の確保に加え、海洋安全保障及び既存の国際的なルールに基づく空の利用を通じて、海洋を中心とする国際公共財の安全かつ安定した利用を確保し、地域の平和と安定に寄与していると評価できる。

⑤ 海賊対処行動及び中東地域における情報収集活動

ソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動及び中東地域における情報収集活動を継続的に実施した。これにより、我が国を含む国際社会にとって極めて重要なシーレ

ーンであるソマリア沖・アデン湾における海賊行為の抑止や、世界における主要なエネルギーの供給源であり、我が国の原油輸入量の約9割を依存する中東地域における日本関係船舶の航行の安全を確保し、シーレーンの安定的利用の確保に寄与していると評価できる。

5 課題

本施策は、共同訓練・演習、装備・技術協力、能力構築支援及び寄港・寄航等の各取組を通じ、概ね計画どおり実施され、一定の成果を上げている。

一方で、国際的な安全保障環境の一層の複雑化・高度化を踏まえると、今後、海洋安全保障を推進していくに当たっては、第一に、共同訓練・演習、能力構築支援、装備・技術協力、諸外国への寄港・寄航、海賊対処行動及び情報収集活動といった各種取組について、自衛隊の限られた資源により効果的に対応する観点から、地域的な特性を踏まえ戦略的に推進する必要がある。

第二に、装備・技術協力をはじめ、各施策においては、相手国の制度・運用環境の違い等に起因する制約が存在している。

6 評価の結果及び施策等への反映（今後の方向性）

「諸外国との会議及び共同訓練・演習」「諸外国への装備・技術協力」「諸外国への能力構築支援」「様々な機会を捉えた艦艇や航空機等の寄港・寄航等」「海賊対処行動及び中東地域における情報収集活動」の各取組を通じ、海洋安全保障及び既存の国際的なルールに基づく空の利用における我が国の意思と能力を積極的に目に見える形で示すことができたと評価できる。

今後は、インド太平洋地域では米豪との共同訓練・演習を通じて同盟国・同志国の抑止力・対処力を強化し、能力構築支援を通じて我が国の重要なシーレーン沿岸国であるASEAN諸国等の海洋安全保障にかかる能力向上を支援するとともに、共同訓練を通じた信頼醸成や装備・技術協力を重点的に進め、豪州においては諸外国による独自の取組との連携を推進し、欧州は共同訓練や寄港等を通じ日本のプレゼンス確保のための働きかけを実施するなど、地域的な特性を踏まえた協力や連携を進める。また、各施策における相手国の制度・運用環境の違い等に起因する制約には、必要な検討を重ね柔軟に対応しつつ、協力の実効性を一層高めていく。

7 その他の参考情報

- ・防衛省 HP「令和7年度 防衛白書」
- ・防衛省 HP「防衛力整備計画について（令和4年12月16日 国家安全保障会議及び閣議決定）」
- ・本評価書にて使用した「表1 諸外国との主要な会議及び共同訓練・演習」「表2 諸外国への能力構築支援」「表3 外洋・遠洋練習航海実績」「表4 共同訓練・演習の機会を捉えた寄港実績一例（海上自衛隊）」「表5 共同訓練・演習の機会を捉えた寄港実績一例（航空自衛隊）」「表6 ソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動の実績」「表7 中東地域における情報収集活動の実績」は防衛政策局戦略企画参事官において作成したものである。

令和8年度 政策評価書（総合評価方式）

担当部局等名：統合幕僚監部首席参事官

評価実施時期：令和8年8月

1 施策等名 国際平和協力活動等

2 政策体系上の位置付け 国民の生命・身体・財産の保護・国際的な安全保障協力への取組

3 施策等の概要

国際平和協力活動等については、平和安全法制も踏まえ、派遣の意義、派遣先国の情勢、我が国との政治・経済的関係等を総合的に勘案しながら、主体的に推進する。特に、これまでに蓄積した経験を活かしつつ、現地ミッションへの司令部要員等の派遣、我が国が得意とする分野における能力構築支援、国際的な大規模災害に際しての人道支援・災害救援を積極的に推進する。

また、国際平和協力センターにおける教育内容を拡充するとともに、国際平和協力活動等における関係府省や諸外国、非政府組織等との連携・協力の重要性を踏まえ、同センターにおける教育対象者を自衛隊員以外に拡大するなど、教育面での連携の充実を図る。

4 政策効果の把握・分析

施策の目標達成のため以下の取組を実施した。

① 現地ミッションへの司令部要員等の派遣を推進

国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）は、現在我が国が要員を派遣する唯一の国連PKOである。我が国は、UNMISS設立と同年の2011年に同ミッションの司令部要員として自衛官を派遣して以来、2012年から2017年までの陸上自衛隊施設部隊の派遣を経て、現在も司令部要員等を派遣している。同ミッションへの司令部要員等の派遣は、南スーダンの平和と安定のみならず、アフリカ全体の平和と安定にも寄与するものであり、我が国が掲げる「積極的平和主義」の具体的な実践例の1つである。国連による平和のための努力への関与の継続や、周辺アフリカ諸国及び要員派遣国等との連携、国際任務で活躍する人材の育成機会の確保といった観点からも、引き続き、UNMISSに要員を派遣する意義がある。こうした観点を踏まえ、我が国は2024年から2025年までの間、従前の4名の司令部要員に加えて軍事部門司令部副参謀長及び補佐官として2名の自衛官を追加派遣したほか、2026年からは国際連合職員となる軍事部門司令部参謀長として1名の自衛官を新たに派遣している。参謀長は我が国が国連PKOに派遣する要員としては過去最高位の職位であり、このようなポストで自衛官が職責を果たすことは、我が国として国際平和のための主導的な貢献をすることにつながり、我が国にとって望ましい国際安全保障環境を構築する上でも意義が大きいものである。

多国籍部隊・監視団（MFO）は、エジプトとイスラエルとの間の停戦監視を任務として1982年にエジプトのシナイ半島で活動を開始し、今日に至るまで両

国間の信頼醸成の促進を支援してきた。我が国は、2019年に同機関の司令部要員として自衛官2名の派遣を開始して以来、2023年に同機関からの増員要請に応じて2名の追加派遣を行い、現在は4名の自衛官が活動している。MFOは、我が国がPKO法に定める「国際連携平和安全活動」を行う要員として自衛官を派遣する唯一の国際機関であり、同機関への司令部要員の派遣を推進することは、我が国の「平和と繁栄の土台」である中東の平和と安定に寄与するものである。また、我が国と米国を含む他の13か国の要員派遣国との連携を促進するとともに、国際任務で活躍する人材の育成機会の確保にも資する取組であり、引き続き、MFOに要員を派遣する意義がある。

このように、今日における我が国の国連PKOや国際機関に対する人的貢献の様子は、大規模な部隊派遣から司令部要員等の個人派遣に軸足を移しているが、それぞれの機関において我が国の要員が果たすべき職責はより深化したものとなっている。これは、過去30年以上にわたり我が国が国際平和協力活動に真摯に取り組んできたことが、国連をはじめとする国際社会に評価された結果であり、今後も質の高い人的貢献でその期待に応え、我が国が主体的に国際平和のための取組を推進していくことが肝要である。

② 能力構築支援等の積極的推進

能力構築支援は、平素から継続的に安全保障・防衛関連分野における人材育成や技術支援などを行い、支援対象国自身の能力を向上させることにより、地域の安定を積極的・能動的に創出し、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出する取組である。我が国は、モンゴルに対し、同軍工兵部隊のPKO派遣実現に寄与するため、2014年から2024年にかけて道路構築分野についての助言や指導を行い、2025年からは宿营地整備についての助言や指導を実施している。また、カンボジアに対しては、同国軍がPKOミッションに工兵部隊を継続的に派遣する能力を確立することを目的として、2012年から2016年にかけて道路構築等の施設分野についての助言や指導を行い、2017年からは、その継続的な派遣を可能とする体制の構築のため、専門家チームの創設に必要な教官を含む人材の育成を支援している。

国連三角パートナーシップ・プログラム（UNTPP）は、PKO活動が直面しているPKO要員の技術・能力の不足を解決するため、国連・支援国・要員派遣国の三者が互いに協力し、PKO及びアフリカ連合主導平和支援活動（AUPSO）に派遣される要員の訓練、必要な装備品の提供を行う協力枠組みである。我が国は、同プログラムに対して、資金面で貢献するとともに、自衛隊が培った経験・能力を積極的に活用できる工兵（施設）分野及び医療分野の訓練に、教官を派遣する等の人的貢献を実施している。防衛省・自衛隊は、2026年5月末時点で、これまで延べ421名の自衛官を教官等として派遣しており、本プログラムを通じて、PKO活動の安全性・実効性の向上を主体的に推進している。

③ 国際緊急援助活動等への積極的な取組

国際緊急援助活動は、特に開発途上にある地域における大規模な災害が発生、又はまさに発生しようとしている場合において、日本国政府が被災政府又は国際機関からの要請を受けて国際緊急援助隊を派遣し、救助活動等を行うものである。

2025年には、3月28日に発生したミャンマー連邦共和国における地震被害に関して、外務大臣からの協議を受けて4月8日から9日の期間において被災地で活動する我が国の国際緊急援助隊・医療チームが人道支援を継続するために必要な医療資機材の輸送を行った。これらの活動に際して、自衛隊は平素から陸上総隊や方面隊などが任務に対応できる態勢を常時維持しており、人道的な貢献

やグローバルな安全保障環境の改善の観点から、国際協力の推進に寄与することを目的として国際緊急援助活動等に積極的に取り組んでいる。

引き続き、所要の部隊の待機態勢を維持し、平素から関係省庁との緊密な連携をはかる。

④ 国際平和協力センターにおける教育面での連携の充実

統合幕僚学校国際平和協力センターでは、国際平和協力活動などに関する基礎的な講習を行うとともに、国連P K Oなどにおける派遣国部隊指揮官や派遣ミッション司令部幕僚要員を養成するための専門的な教育を国連標準の教材や外国人講師も活用して行っている。

2025年には国際平和協力中級課程が国連幕僚課程（UNSOC）の国連認証を取得し、自衛官のみでなく、他府省庁及び諸外国の軍人を受け入れ、米戦争省委託教官とセンター教官が連携して教育を実施している。特に、諸外国の軍人については、国際平和上級課程（PKOCCC）と合わせて、これまで38カ国から155名の学生を受け入れており、多様化・複雑化する国際平和協力活動の実態を踏まえ、連携・協力の促進や、より効果的な国際平和協力活動に資することを目指している。

また、同センターにおける教育にとどまらず、諸外国や関係機関等からの要請に基づき、講師を派遣して国際平和協力活動や現代P K O等に関する教育を行っている。

更に、諸外国のP K Oセンターが実施する教育へ研究員を参加させるとともに、毎年一回、部内外の関係者を招き、シンポジウムを開催するなど、調査研究活動を通じて、幅広く国内外の研究機関との協力、交流に努めており、最新の情報を教育内容等に取り入れている。

引き続き、他府省庁及び諸外国との連携を強化し、更なる教育・調査研究の拡充を図る。

5 課題

これまでの国際平和協力活動等における我が国の実績や評価を踏まえ、国際社会から我が国の経験・能力に対して寄せられる期待に応えていくことは極めて重要である。

国連P K O、M F O及びその他国際協力に関連する能力構築支援の枠組において、派遣先の組織が自衛隊からの要員派遣を継続的に要望していることから、防衛省の国際平和協力活動等は成果を上げておりと評価でき、このことは、自衛隊から派遣している人材が国連等において高く評価されていることを意味する。また、自衛隊員が国内外のP K Oセンター等において講師・研修生それぞれの立場で教育に参加することで、自衛隊が、国際平和協力活動等に携わる能力を有する人材を常に一定数確保できている。

今後の課題については、国連の予算が削減されて各種活動の規模が縮小する中、自衛隊の国連等に対する派遣を継続し、貢献度及び世界からの自衛隊の貢献に係る認知度を維持することである。今年は、UNMISSに対して、自衛隊の司令部要員派遣において過去最高位となる参謀長を派遣している。今後更に上位職となる司令官等の派遣を目指す場合、我が国の人員派遣規模が比較的小さいことも踏まえれば、派遣要員が一層卓越した成果を残し、自衛官の能力の高さがより一層強く認識されることが必要である。

6 評価の結果及び施策等への反映（今後の方向性）

【評価の結果】

○必要性

国際社会の平和と安定及び繁栄の確保の観点から、国連P K O等への要員派遣、

能力構築支援及び国際緊急援助活動といった国際平和協力活動等の取組を継続・強化していくことは重要である。特に、地域紛争や大規模災害等への対応が求められる中、我が国が主体的に国際社会の安定に関与していく意義は一層高まっている。

○効率性

これまで蓄積した経験・能力・評価を踏まえ、自衛隊の得意分野を活かした現地ミッションへの参画や新規ポストの獲得、能力構築支援及び国際緊急援助活動、教育を通じた人材交流を適時適切に実施しており、限られた人的・物的資源を有効に活用し、効率的な取組が図られている。

○有効性

現地ミッション司令部への要員派遣や高位ポストの獲得、能力構築支援、国際緊急援助活動等に取り組むことは、PKO要員の能力向上や迅速な人道支援の実施などに貢献しており、国際平和協力活動等の実効性の向上につながっている。また、これらの取組は、国際機関や関係諸国との連携強化、人材育成の機会の確保及び我が国に対する信頼の維持・向上に資するものであり、地域の安定化やグローバルな安全保障環境の改善を通じて、我が国にとって望ましい国際安全保障環境の構築にも寄与している。

【施策等への反映（今後の方向性）】

国際情勢が一層厳しさと複雑さを増す中で、我が国が主体的に国際社会の平和と安定及び繁栄を確保するための取組を推進し、我が国にとって望ましい安全保障環境を構築していくことは重要である。これを実現するため、既存の国連PKOミッションや周辺事業への協力に加え、国際連携平和安全活動として、志を一とする国により構成される国連統括外の国際機関においても我が国からの人的貢献を推進し、枢要なポストを獲得することで我が国のプレゼンスを強化していく。今後の国際平和協力活動等においては、上述の課題を踏まえると、派遣要員の能力を向上させること及び派遣要員の活躍を認知させることが必要である。具体的には、引き続き、能力構築支援や国際平和協力センターにおける教育を通じて、専門的な知識・能力を有する人材の確保及び育成を推進していく。あわせて、我が国が強みとする工兵（施設）分野や、国際社会から高い期待が寄せられている人道支援・災害救援分野等に人的・物的資源を重点的に投入することで、限られた派遣規模の中で貢献度及び認知度を高め、費用対効果に優れた取組を実施していく。

7 その他の参考情報

防衛白書

令和8年度 政策評価書（総合評価方式）

担当部局等名：防衛政策局日米防衛協力課

評価実施時期：令和8年8月

1 施策等名

日米防衛協力の強化

2 政策体系上の位置付け

日米同盟は、我が国の安全保障政策の基軸であり、国家安全保障戦略（令和4年12月）において、「日米の戦略レベルで連携を図り、米国と共に、外交、防衛、経済等のあらゆる分野において、日米同盟を強化していく」と記載されている。

また、国家防衛戦略（令和4年12月）において、我が国の防衛目標として次の3つが掲げられている。

- ① 力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出する
- ② 力による一方的な現状変更やその試みを、同盟国・同志国などと協力・連携して抑止・対処し、早期に事態を収拾する
- ③ 万が一、我が国への侵攻が生起する場合、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国などの支援を受けつつ、これを阻止・排除する

また、核兵器の脅威に対しては、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止が不可欠であり、3つの防衛目標を達成するための我が国自身の努力と、米国の拡大抑止などがあいまって、あらゆる事態から我が国を守り抜くこととしている。

さらに、これらの防衛目標を達成するため、次の3つのアプローチが掲げられている。

- ① 我が国自身の防衛体制の強化として、その中核たる我が国の防衛力を抜本的に強化するとともに、国全体の防衛体制を強化する
- ② 同盟国である米国との協力を一層強化することにより、日米同盟の抑止力と対処力をさらに強化する
- ③ 自由で開かれた国際秩序の維持・強化のために協力する同志国などとの連携を強化する

本施策は、国家安全保障戦略等に基づき、日米同盟の抑止力及び対処力を強化するものであり、特に、国家防衛戦略上の3つのアプローチのうち、主として2つ目を構成する重要な要素である。

3 施策等の概要

厳しさを増す安全保障環境において、国の平和、安全、独立を確保するためには、あらゆる事態に対応できる隙のない防衛態勢を構築することが必要である。しかし、一国のみで自国の安全を確保することは困難であり、我が国が独力でこのような態勢を保持することは、人口、国土、経済の観点から容易ではない。

したがって、米国の軍事力による抑止力と我が国自身の防衛力を合わせて、隙のない防衛態勢を構築し、我が国の平和と安全を確保するとともに、日米の緊密な協力関係を基盤とし、我が国周辺地域の平和と安定に必要な米国の関与を確保することが重要である。

また、我が国の防衛戦略と米国の国防戦略は、あらゆるアプローチと手段を統合させて、力による一方的な現状変更を許容しないことを最優先とする点で軌を一にして

いる。こうした共通認識を踏まえ、日米同盟の即応性・抗たん性を強化するとともに、相手にコストを強要し、我が国への侵攻を抑止する観点から、それぞれの役割・任務・能力に関する議論をより深化させることで、日米共同の統合的な抑止力をより一層強化していく必要があり、主に4に示す9項目における協力が重要であり、取組を進めている。

4 政策効果の把握・分析

① 宇宙領域やサイバー領域などにおける協力

国家防衛戦略では、日米共同による宇宙・サイバー・電磁波を含む領域横断作戦を円滑に実施するための協力や相互運用性を高めるための取組を一層深化させることとされている。特に、2023年の日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）では、宇宙への、宇宙からの、又は宇宙における攻撃が、同盟の安全に対する明確な挑戦であると考え、一定の場合には、この攻撃が、日米安保条約第5条の発動につながるがありうることを確認された。また、2024年4月には、木原防衛大臣（当時）は、ホワイティング米宇宙コマンド司令官の表敬を受け、安全保障環境が一層の厳しさを増すなか、宇宙領域における能力の強化にむけて、宇宙領域把握（SDA）を含めた日米防衛当局間の協力を加速させていくことを確認した。

さらに、同年12月、米軍は、在日米軍全体に宇宙領域に関する知見を提供するほか、防衛省・自衛隊をはじめとする日本の関係省庁などとの調整の円滑化のため、横田飛行場（東京都）に在日米宇宙軍を新編した。

また、日米防衛当局間における電磁波領域の作業部会などを通じ、電磁波領域における日米間の連携を強化している。

そのほか、安全保障分野でのAIの活用や多国間にまたがる課題などの情報交換などを実施している。

② 統合防空ミサイル防衛

弾道ミサイル、巡航ミサイルや航空機など、我が国に向けて飛来する経空脅威への対応については、運用情報の共有や対処要領の整備に加え、日米共同統合防勢対航空訓練などを実施することにより、日米共同対処能力を向上させている。また、累次にわたる北朝鮮による弾道ミサイルの発射の際には、同盟調整メカニズムも活用し、日米が連携して対処している。

なお、米国は2022年に発表したミサイル防衛見直しにおいて、我が国を含む同盟国との協力の重要性を明記している。

また、極超音速で低い軌道を飛翔し、高い機動力を有し、迎撃がより困難と指摘されている極超音速滑空兵器（HGV）への対処のため、2024年5月、日米両国はGPI日米共同開発を開始し、2030年代の開発完了を目指している。GPI共同開発を着実に進めることは、統合防空ミサイル防衛能力の強化、国内防衛産業の技術力向上、日米同盟の更なる深化や抑止力・対処力の向上に寄与するものである。

③ 情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動

共同のISR活動について、日米両国の活動の効率や効果を高めるためには、広くアジア太平洋地域におけるISR活動を日米間で協力して実施していくことが重要である。

このような共同のISR活動の拡大は、抑止の機能を果たすとともに、他国に対する情報優越を確保し、平素から各種事態までのシームレスな協力態勢を構築することにつながる。2024年7月に実施された日米「2+2」において、日米双方は、情報収集、警戒監視及び偵察（ISR）協力の着実な進歩を確認した。また、日米共同情報分析組織

(BIAC) の成果を確認し、今後の協力取組に関する継続的な議論を通じて BIAC を強化・拡大することに合意した。

④ 米軍等の部隊の武器等防護

自衛隊法第 95 条の 2 の規定では、自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事している米軍等の部隊の武器等を防護できるとされており、2025 年は、弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動の機会に、米軍の艦艇に対して自衛隊の艦艇が 4 回、共同訓練の機会に、米軍の艦艇に対して自衛隊の艦艇が 2 回、米軍の航空機に対して自衛隊の航空機が 3 回の警護を実施した。

【参考】自衛隊法第 95 条の 2 に基づく米軍等の部隊の武器等の防護に係る警護の実績

				合衆国軍隊等の「我が国の防衛に資する活動」別件数			合衆国軍隊等の「我が国の防衛に資する活動」別件数	合計
時期	国名	対象	自衛隊の主体	弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動	重要影響事態に際して行われる輸送、補給等の活動	我が国を防衛するために必要な能力を向上させるための共同訓練	その他	
2022 年	米 国	艦 艇	艦 艇	4	0	18	0	27
		航空機	航空機	0	0	5	0	
2023 年	米 国	艦 艇	艦 艇	4	0	13	0	22
		航空機	航空機	0	0	5	0	
2024 年	米 国	艦艇	艦艇	4	0	6	0	13
		航空機	航空機	0	0	3	0	
2025 年	米 国	艦艇	艦艇	4	0	2	0	9
		航空機	航空機	0	0	3	0	

⑤ 後方支援

1996 年に締結(1999 年と 2004 年に改正)した日米物品役務相互提供協定(ACSA)による後方支援でも、日米間の協力は着実に進展した。この協定は、日米安保条約の円滑かつ効果的な運用と、国連を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的としている。平時における共同訓練をはじめ、災害派遣活動、国際平和協力業務、国際緊急援助活動、武力攻撃事態といった様々な状況において、自衛隊と米軍との間で、その一方が物品や役務の提供を要請した場合には、もう一方は提供ができることが基本原則である。

2015 年の平和安全法制の成立を受け、2016 年、新たな日米 ACSA に署名し 2017 年に国会で承認され、発効した。これにより、平和安全法制で実施可能となった物品・役務の提供についても、これまでの日米 ACSA のもとでの決済手続など同様の枠組みを適用することが可能となった。

これまで、共同訓練や、相手国施設への一時的な立ち寄り等の際に、燃料や食料などを相互に提供しており、1996年から2025年までに、1万4千件の実績がある。

⑥ 共同訓練・演習

平素から日米共同訓練・演習を行うことは、戦術面などの相互理解や意思疎通といった相互運用性を向上させ、日米共同対処能力の維持・向上に大きく資するのみならず、日米それぞれの戦術技量の向上を図るうえでも有益である。とりわけ、実戦経験豊富な米軍から習得できる知見や技術は極めて貴重であり、自衛隊の能力向上に大きく資するものである。

また、効果的な時期、場所、規模で共同訓練を実施することは、日米間での一致した意思や能力を示すことにもなり、抑止の機能を果たすことになる。これらの観点を踏まえ、防衛省・自衛隊は、日本海や東シナ海では頻繁に共同飛行を実施するとともに、レゾリュート・ドラゴン25では陸自V-22や米海兵隊MV-22等を演習場に展開させ、対着上陸戦闘実動訓練を行う等、島嶼防衛に必要な実践的な訓練の実施を通じて、継続的に共同訓練の充実に努めている。

⑦ 拡大抑止

日米両政府は、拡大抑止の維持・強化のあり方を議論するための恒常的な場として、2010年に日米拡大抑止協議（EDD）を設立しており、2025年6月に米国ルイジアナ州バークスデール空軍基地において、2026年2月に米国務省において協議を実施した。

このほか、これまで事務レベルで行ってきたEDDに加え、2024年7月には、日米「2+2」にあわせて、拡大抑止に関する日米閣僚会合を実施した。会合では、拡大抑止に特化した初の閣僚会合の実施に至ったこと及び拡大抑止の強化に向けた議論が継続的に深化していることを歓迎するとともに、拡大抑止を一層強化するための協力について詳細な議論を行い、拡大抑止に関する日米閣僚会合共同発表を発出した。また、同年12月には、拡大抑止に関連する協議やコミュニケーション、抑止を最大化するための戦略的メッセージ、日本の防衛力によって増進される米国の拡大抑止のための取組を強化する「日米政府間の拡大抑止に関するガイドライン」を作成した。

今後とも、日米政府間の拡大抑止に関するガイドラインも踏まえ、EDDや拡大抑止に関する日米閣僚会合のような様々なハイレベルでの協議を通じ、米国の拡大抑止の強化に向けた取組を引き続き進めていく。

⑧ 共同使用

施設・区域の共同使用の拡大は、演習場、港湾、飛行場など自衛隊の拠点の増加も意味し、日米共同の活動における、より緊密な運用調整、相互運用性の向上、柔軟性や抗たん性の向上が可能となる。特に沖縄における自衛隊施設は、空自那覇基地（沖縄県）などに限られており、その大半が都市部にあるため、運用面での制約がある。沖縄の在日米軍施設・区域の共同使用は、沖縄に所在する自衛隊の訓練環境を大きく改善するとともに、共同訓練・演習の実施や自衛隊と米軍間の相互運用性の向上を促進するものである。また、即応性を向上させ、災害時における県民の安全の確保に資することが可能となる。

このため、南西諸島を含め、地域における自衛隊の防衛態勢や地元との関係に留意しつつ、日米間で精力的に協議を行っているほか、具体的な取組も進展している。また、グアムや北マリアナ諸島連邦（テニアン島）に、自衛隊と米軍が共同使用する訓練場を整備することとしている。また、持続的な対応能力の確保・維持を図るために必

要な各種弾薬の取得にあたって火薬庫の確保は重要な課題であるところ、在日米軍の施設・区域である嘉手納弾薬庫地区内の火薬庫を自衛隊が追加的に共同使用することとし、具体的な調整が開始されている。

⑨ 防衛装備・技術協力

2024 年 4 月、日米首脳共同声明「未来のためのグローバル・パートナー」において、長期的に重要な能力の需要を満たし、即応性を維持するためにそれぞれの産業基盤を活用することを目的とし、日米の関係省庁と連携し、防衛省と米国防省が共に主導する日米防衛産業協力・取得・維持整備定期協議（DICAS）を開催することとされた。これに基づき、同年 6 月に開催された第 1 回 DICAS において、深澤防衛装備庁長官（当時）とラプランテ米国防次官（取得・維持整備担当）（当時）は、日米の防衛産業によるパートナーシップのもとで、ミサイルの共同生産、前方展開される米海軍艦船及び米空軍機の共同維持整備、そしてサプライチェーンの強靱化の機会を特定するためにさらなる議論を行うべく作業部会（ワーキンググループ）を設置することなどに合意した。同年 7 月に行われた日米「2+2」において、AMRAAM 及び PAC-3MSE の生産能力拡大のために、互恵的な共同生産の機会を追求することが確認された。2026 年 4 月に行われた第 4 回 DICAS において、日米は、本協議の下で進められてきた取組が具体的な実行段階に移行していることを踏まえ、DICAS を「DICAS2.0」とし、関係性をより強靱化させることで一致するとともに、4 つの作業部会（ミサイル共同生産作業部会、航空機整備作業部会、サプライチェーン強靱化作業部会、艦船整備作業部会）における、それぞれの進捗を確認した。

ここまでの記述で示したように、我が国の平和と安全の確保に向け、あらゆる分野において日米の協力関係を拡充・強化している。宇宙やサイバー領域、統合防空ミサイル防衛における協力、ISR 活動等を通じて平素から幅広い協力を推進している。また、共同訓練・演習の実施、共同使用の拡大を通じた日米の相互運用性・即応性の向上、防衛装備・技術協力を通じた防衛産業基盤の相互補完及び強化も着実に進展している。こうした成果も踏まえ、令和 8 年 1 月の日米防衛相会談において、両閣僚が「日米同盟に一切の揺るぎもなく、両国が緊密に連携できていること」を確認したように、同盟国たる米国との協力・連携は深化している。

5 課題

一層厳しく複雑な安全保障環境に対処すべく、引き続き、日本の南西諸島における二国間のプレゼンスの向上、より実践的な訓練及び演習を通じた即応性の向上、拡大抑止の更なる強化並びに同盟のサプライチェーン及び日米の防衛産業力を強化する共同生産、共同開発及び共同維持整備を含む防衛装備・技術協力の推進等、防衛・安全保障協力の一層の具体化・向上を通じ、日米同盟の抑止力・対処力強化の取組について、日米防衛相会談をはじめとして米国と様々なレベルで緊密に意思疎通をしつつ、切迫感を持ってさらに強化していく必要がある。

6 評価の結果及び施策等への反映（今後の方向性）

日米両国は多岐にわたる分野での協力を推進するとともに、日米の相互運用性・即応性の向上、防衛産業基盤の補完及び強化に資する取組等を実施してきた。引き続き、様々なレベルで緊密に連携しつつ、日米同盟の抑止力・対処力のさらなる強化に向けた具体的な取組を一層加速させていく。その際、日米防衛相会談の成果等も踏まえ、南西地域における日米の共同プレゼンスの拡大について、自衛隊の防衛力強化の取組

の進捗も踏まえて、同盟の最優先事項の一つとして、より高度かつ実践的な共同訓練の各地、特に南西地域での拡充を含め、一層取り組むとともに、防衛装備・技術協力について一層連携し、日米の防衛産業基盤の相互補完・強化に取り組む。

7 その他の参考情報
なし

令和8年度 政策評価書（総合評価方式）

担当部局等名：防衛政策局運用調整参事官

評価実施時期：令和8年8月

1 施策等名

共同訓練・演習

2 政策体系上の位置付け

同志国等との連携

3 施策等の概要

防衛協力・交流としての意義も十分に踏まえつつ、ロジスティクス協力を含む二国間・多国間の共同訓練・演習を積極的に推進する。これにより、望ましい安全保障環境の創出に向けた我が国の意思と能力を示すとともに、各国との相互運用性の向上や他国との関係強化等を図る。

4 政策効果の把握・分析

自国の平和を維持するためには、抑止力・対処力を強化するのみならず、自国を取り巻く安全保障環境の安定化が不可欠である。そのため、防衛省・自衛隊は、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の実現に向けた取組として、広くインド太平洋地域において同盟国・同志国などとの共同訓練を積極的に推進している。特に、我が国の安全保障と密接な関係を有するインド太平洋地域において、パートナーシップを強化するとともに、共同訓練などといった共通の努力を同盟国・同志国などで行い、各国の能力・練度の維持・向上及び共同・連携による抑止力・対処力の強化により、相乗効果を発揮することで、力による一方的な現状変更やその試みを許さない安全保障環境の創出を図っている。

そこで、施策「共同訓練・演習」について政策評価を実施するうえで、現在自衛隊が参加している主な同志国等との（１）二国間共同訓練及び（２）多国間共同訓練について、その有効性と必要性を検討する。

なお、同施策についての所要経費は各種多国間共同訓練毎に内局及び陸海空各自衛隊等において、各々が予算を計上しており、予算科目も機関毎に教育訓練演習費や外国旅費、油購入費等が複雑に計上されており、「共同訓練・演習」という分類で所要経費の総額を計算することは困難である。そのため、費用対効果の観点から効率性等を判断することは難しいものの、限られたリソースで自衛隊の任務遂行の範囲内で、個別に検討の上で必要とされる同志国との共同訓練・演習が実施されていることを評価の資とする。

（１）同志国等との二国間共同訓練

現在自衛隊が参加している主な同志国等との二国間共同訓練は以下のとおりである。

ア 仏陸軍との実動訓練「ブリュネ・タカモリ」

本訓練の目的は、対ゲリラ・コマンドウ作戦にかかる作戦遂行能力及び戦術技量の向上を図るとともに、フランス陸軍などと相互理解・信頼関係の促進を図ることである。本訓練は令和5年度から実施しており、令和7年度までの実績は以下のとおりである。

表 1

(参考) ブリュネ・タカモリの実績

回 数	年 度	場 所	部 隊
第 1 回	R5	フランス領ニューカレドニア	第 5 普通科連隊
第 2 回	R6	王城寺原演習場及び岩手山演習場	第 3 9 普通科連隊
第 3 回	R7	フランス領ニューカレドニア	第 2 1 普通科連隊

フランスは、現下のウクライナ情勢下においても、フランス領ニューカレドニアをはじめ、インド太平洋地域への関与を継続していることから、安全保障上のパートナーとして、防衛協力を進展させることは非常に重要である。したがって、本訓練を通じた、陸上自衛隊と仏陸軍との相互理解及び信頼関係の強化は、今後の日仏間交流の拡充につながり、かつ、自由で開かれたインド太平洋の実現に寄与するため、大変有意義であると認識している。また、仏陸軍との実動訓練を実施し、ノウハウを相互に共有し合うことで、陸上自衛隊の戦術技量の向上につながるものと認識している。

なお、直近の令和 7 年度に実施した訓練では、ニューカレドニア駐屯フランス軍に所属する海・空軍部隊が初めて参加した。

イ 英陸軍との実動訓練「ヴィジラント・アイルズ」

本訓練の目的は、対着上陸作戦に係る実動訓練を行い、作戦遂行能力、戦術技量の向上を図るとともに、英陸軍との相互理解・信頼関係の促進を図ることである。本訓練は平成 3 0 年度から実施しており、令和 7 年度までの実績は以下のとおりである。

表 2

(参考) ヴィジラント・アイルズの実績

回 数	年 度	参加部隊等		場 所
		陸 自	英陸軍	
第 1 回	H30	富士学校 偵察教導隊	名誉砲兵隊	富士学校、北富士、 王城寺原
第 2 回	R1	富士学校	名誉砲兵隊	スコットランド
-	R2	新型コロナウイルスの影響により中止		
-	R3			
第 3 回	R4	陸上総隊 (第1空挺団)	第1王立騎馬砲兵連隊	相馬原、白河布引山、 三沢対地射爆撃場
第 4 回	R5	陸上総隊 (第1空挺団)	第1王立グルカライフル大隊 第16空中強襲旅団戦闘団	相馬原、関山、王城寺原 三沢対地射爆撃場
第 5 回	R6	東部方面隊 (第12旅団) 陸上総隊 (第1空挺団)	第16空中強襲旅団戦闘団	日出生台演習場
第 6 回	R7	北部方面隊 (第5旅団) 陸上総隊 (第1空挺 団、水陸機動 団等)	第16空中強襲旅団戦闘団	北海道大演習場

対着上陸作戦に係る各種行動を演練し、その練度を向上させることは、我が国の安全を確保する上で非常に重要である。かかる作戦において、英陸軍は優れた能力を有することに加え、ユーラシア大陸の東西に位置する日本と英国の共同訓練は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に資するものと認識している。

なお、直近の令和7年度に実施した訓練では、共同訓練としては国内初の日英共同空挺降下を実施している。

ウ 印陸軍との実動訓練「ダルマ・ガーディアン」

本訓練の目的は、対テロ戦にかかる作戦遂行能力・戦術技量の向上を図るとともに、陸自と印陸軍との相互理解・信頼関係の促進を図ることである。本訓練は平成30年度から実施しており、令和7年度までの実績は以下のとおりである。

表3

(参考) ダルマ・ガーディアンの実績

回数	年度	部隊
第1回	H30	第32普通科連隊
第2回	R1	第34普通科連隊
—	R2	新型コロナウイルスの影響により中止
第3回	R3	第30普通科連隊
第4回	R4	第36普通科連隊
第5回	R5	第34普通科連隊
第6回	R6	第34普通科連隊
第7回	R7	第32普通科連隊

本訓練は、対テロについて重視して取組んでいる印陸軍から、専門的な識能を獲得し、練度を向上できる重要な機会であり、発達した都市を多く有する我が国の安全を確保する上で非常に重要な訓練である。また、インドは我が国と基本的価値を共有するとともに、インド太平洋地域及び世界の平和と安定、繁栄に共通の利益を有し、「特別戦略的グローバル・パートナーシップ」を構築している。「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、本共同訓練等を通じて、防衛面でも協力と連携を深めていくことが必要と認識している。

なお、直近の令和7年度に実施した訓練では、印陸軍との共同訓練において初めて撃墜行動を含むUAV対処訓練を実施した。

エ インド太平洋方面派遣「IPD」

本訓練の目的は、インド太平洋地域の各国や同地域に艦艇を派遣している各国海軍等との共同訓練等を実施することによって、海上自衛隊の戦術技量の向上を図るとともに、各国海軍等との相互理解の増進並びに信頼関係及び連携の強化を図り、地域の平和と安定に寄与することである。本訓練は平成29年度から実施されている。

なお、直近の令和7年度に実施した「IPD25」では、海上自衛隊として初めての派遣となるサモア独立国、ツバル及びナウル共和国を含む22か国を訪問し、27件の共同訓練・3件の親善訓練を行っている。その中で、特にIPD25部隊の一部は、ミクロネシア連邦、ソロモン諸島、ナウル共和国、マーシャル諸島共和国、キリバス共和国、トンガ王国、ツバル、パプアニューギニア独立国、サモア独立国、フィジー共和国と二国間訓練を実施し、太平洋島しょ国との連携強化を図った。

オ 日比HA/DR共同訓練「ドウシン・バヤニハン」

本訓練の目的は、人道支援・災害救助活動に関するフィリピン空軍との共同訓練を実施し、航空自衛隊の人道支援・災害救援に係る能力の向上及びフィリピン空軍との連携の強化を図ることである。本訓練は令和３年度から実施されており、令和７年度までの実績は以下のとおりである。

（参考）日比人道支援・災害救援共同訓練の実績

表４

No	時期	場所	訓練内容
1	R3.7.5～7.7	クラーク空軍基地及び同周辺空域	物料投下訓練（模擬） 共同搭載しゃ下訓練
2	R4.6.21～6.24	クラーク空軍基地、ラビナ空軍基地及び同周辺空域	物料投下訓練（実投下） 共同搭載しゃ下訓練
3	R5.8.12～8.19 ※	クラーク空軍基地及び同周辺空域	物料投下訓練（実投下） 共同搭載しゃ下訓練
4	R6.10.2～10.7	マクタン空軍基地及び同周辺空域	物料投下訓練 共同搭載しゃ下訓練 航空医療搬送訓練 大量傷病者救護訓練
5	R7.10.7 10.11 ～	マクタン空軍基地、タクロバン空軍基地及び同周辺空域並びにタクロバン降投下場	物料投下訓練 共同搭載しゃ下訓練 暗視眼鏡を用いた離着陸訓練 大量傷病者救護訓練 航空医療搬送に係る専門家交流

※パシフィック・エアリフト・ラリー２３に包含して実施

戦略的パートナーであるフィリピンは、我が国と同様に自然災害が多く、この自然災害への対応は両国共通の課題となっている。本訓練を通じて、航空自衛隊とフィリピン空軍が自然災害への対応能力を向上させることは、両国にとって有益であり、また、航空自衛隊とフィリピン空軍が人道支援・災害救援に関する能力を高めることは、地域の平和と安定、ひいては「自由で開かれたインド太平洋」の実現に寄与すると考えている。

なお、直近の令和７年度に実施した訓練では、日比円滑化協定が初めて適用されている。

（２）同志国等との多国間共同訓練

現在自衛隊が参加している主な同志国等との多国間共同訓練は以下のとおりである。

ア 米豪主催多国間共同訓練「タリスマン・セイバー」

本訓練への参加目的は、自衛隊の統合運用能力の維持・強化及び各国軍との連携・信頼関係の強化を図ることである。本訓練に自衛隊は平成２７年度から参加しており、令和７年度までの実績は以下のとおりである。

【参考】

表 5

回数	時期	参加部隊等
1	TS15 2015.7.7～7.21	西部方面普通科連隊（約 40 名）
2	TS17 2017.7.7～7.19	第 1 空挺団（約 60 名）
3	TS19 2019.6.3～8.21	水陸機動団、第 1 ヘリ団（約 330 名）
4	TS21 2021.6.25～8.7	水陸機動団（約 30 名）
5	TS23 2023.7.20～8.4	水陸機動団、第 1 ヘリ団、第 2 高射特科群、第 5 地对艦ミサイル連隊、特科教導隊、第 2 情報隊（約 470 名） 「いずも」「しもきた」（約 610 名） AAV-7、CH-47、中 SAM、12SSM、LCAC
6	TS25 2025.7.13～8.4	統合幕僚監部、総合作戦司令部、陸上幕僚監部、陸上総隊、東部方面隊、中部方面隊、西部方面隊、富士学校、高射学校、海上幕僚監部、自衛艦隊、航空幕僚監部、航空総隊、宇宙作戦群、自衛隊入間病院及び航空自衛隊補給本部の人員約 1 5 0 0 名並びに護衛艦「いせ」、「すずなみ」及び「おおすみ」

本訓練に自衛隊が参加することで、自衛隊の統合運用能力の維持・向上を図るとともに、米豪をはじめとするインド太平洋地域の各国軍との連携及び信頼関係を強化し、そのパートナーシップを拡大することで、地域の平和と安定に寄与できると考えている。

イ 米比主催多国間共同訓練「バリカタン」

本訓練への参加目的は、自衛隊の各種戦術、国際緊急援助活動に係る統合運用能力の維持・向上及び各国軍との連携強化を図ることである。本訓練は平成 2 4 年度から自衛隊が参加しており、令和 7 年度までの実績は以下のとおりである。

【参考】

表 6 過去の参加実績（BK11 までは参加なし）

	参加態様	参加者
BK12	指揮所演習及びセミナーに参加	統幕 3 名
Bk13	セミナーへの参加	在比防駐官
BK14	参加なし	—
BK15	ワグザバー参加（IOP※）	統幕 1 名
BK16	ワグザバー参加（IOP）	内局 4 名、統幕 2 名、陸自 5 名、海自 2 名
BK17	CPX・HCA 参加	統幕 2 名、陸・海・空自 各 1 名
BK18	HCA 参加	内局 2 名
BK19	ワグザバー参加（IOP）	統幕 3 名
BK20	コロナにより中止	—
BK21	同 上	—
BK22	ワグザバー参加（IOP）	在比防駐官
BK23	ワグザバー参加（IOP）	陸幕 7 名、在比防駐官
BK24	ワグザバー参加（IOP）	陸総隊、空幕及び空総隊
BK25	一部訓練に初の公式参加	統幕、統合作戦司令部、陸幕、陸総隊、中央輸送隊、武器学校、需品学校、輸送学校、自衛隊中央病院、自艦隊、空幕、空総隊、航空支援集団、航空システム通信隊及び海上輸送群の人員約 1 5 0 名並びに護衛艦「やはぎ」

※ IOP : International Observer Program

バリカタンは、1979年にフィリピン・米国二国間訓練として開始され、バリカタン25で40回目

なお、令和7年度に実施された訓練では、初めて艦艇などを派遣し、多国間海上機動の実動訓練や統合防空ミサイル防衛、サイバー攻撃等対処などの専門家交流、人道民生支援などに参加した。

ウ ミニ軍等との実動訓練「スーパー・ガルーダ・シールド」

本訓練への参加目的は、統合・共同による島しょ奪回に係る作戦・戦闘を演練し、自衛隊の作戦遂行能力、戦術技量の向上及び各参加国軍との連携の強化を図ることである。本訓練は令和４年度から実施しており、令和７年度までの実績は以下のとおりである。

表 7

(参考) スーパー・ガルーダ・シールドの実績			
回 数	年 度	参加部隊	訓練場所
第 1 回	R4	第 1 空挺団、水陸機動団等	バトゥラジャ演習場
第 2 回	R5	第 1 空挺団、水陸機動団等	アセンバグス演習場等
第 3 回	R6	第 1 空挺団、水陸機動団等	アセンバグス演習場等
第 4 回	R7	第 1 空挺団、水陸機動団等	バトゥラジャ演習場等

我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、我が国の安全及び国際社会全体の平和と安定、繁栄を確保するため、同盟国・同志国と協力・連携を深めていくことが重要であると認識している。本訓練への参加は、部隊の作戦遂行能力及び戦術技量の向上のみならず、陸上自衛隊と各国陸軍種間との連携を深めるものであり、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に寄与する観点から、大きな意義があるものと認識している。

なお、直近の令和７年度の訓練では、米国、インドネシアをはじめとする１２か国が参加した。

エ 米国モンゴル主催多国間訓練「カーン・クエスト」

本訓練への参加目的は、国連平和維持活動（ＰＫＯ）等への派遣に資する各種能力の維持・向上、ノウハウの獲得・蓄積を図ることである。本訓練は平成１８年度から実施しており、令和７年度までの実績は以下のとおりである。

表 8

(参考) カーン・クエストへの参加実績

回 数	年 度	参加部隊			
		オブザーバー	教官要員	実動訓練	指揮所訓練
第1回	H18	陸 幕	-	-	-
第2回	H19	国際教	-	-	-
第3回	H20	国際教、CRR	-	-	-
第4回	H21	陸 幕	国際教	-	-
第5回	H22	国際教、CRR	-	-	-
第6回	H23	-	国際教、CRR	-	-
第7回	H24	-	国際教	-	-
第8回	H25	陸 幕	国際教	-	-
第9回	H26	陸 幕	国際教、CRR	-	-
第10回	H27	-	国際教、CRR	CRR	-
第11回	H28	-	国際教、CRR	5 普連	次期 UNMISS 派遣要員（施設・情報幕僚）
第12回	H29	-	国際教、CRR	CRR	-
第13回	H30	-	国際教、CRR	CRR	同上（兵站・航空幕僚要員）
第14回	R1	-	国際教、CRR	CRR	同上（兵站・情報・施設・航空幕僚）
-	R2	新型コロナウイルスの影響により中止			
-	R3	新型コロナウイルスの影響により中止			
第15回	R4	-	国際教、CRR	CRR、18 普連	同上（情報・施設幕僚）
第16回	R5	-	国際教、CRR	CRR、11 普連	同上（情報・施設幕僚）
第17回	R6	-	国際教、CRR	CRR、10 即機	同上（情報・施設幕僚）
第18回	R7	-	国際教、CRR	CRR、NAHQ	同上（情報・施設幕僚）

これまで陸上自衛隊は、平成4年にカンボジアにおける国際平和協力業務に参加して以来、30年以上にわたって様々な地域において国際平和協力業務を実施し、任務遂行に係るノウハウを蓄積してきた。国連PKOは、世界各地の紛争地域の平和と安定を図る手段として、伝統的な停戦監視に加え、近年では文民の保護、法の支配、人権などの分野における支援などを任務とするようになってきている。こうした中において、様々な任務に対応するため、他国との訓練を通じてPKOに係る任務遂行能力やノウハウを幅広く培うことが必要であると認識している。また、モンゴルのみならず、同盟国・同志国が参加する世界最大級の訓練に日本として積極的に参加することは、国際社会の平和と安定に寄与する我が国の意思を顕示することになるものと認識している。

オ 多国間空挺演習

本訓練への参加目的は、国内及び国外において陸上自衛隊と同盟国・同志国等との共同により、空挺降下に引き続く降着戦闘から地上戦闘までの一連の行動を演練し、空挺部隊の共同作戦能力を向上させるとともに、参加国間の相互理解を促進し、信頼関係を強化することである。

自由で開かれたインド太平洋の実現には、同盟国のみならず、一か国でも多くの国々と連携を強化することが必要である。かかる観点から空挺作戦に係る多国間の実動訓練を国内・外において実施している。

（国内）

令和7年度に、陸上自衛隊が主催する国内で初めてとなる空挺作戦を演練する多国間演習を実施した。本演習は、日米英による空挺降下などを演習するほか、降下後の地上作戦を含む一連の行動を演習するとともに、オブザーバーとしてカナダ、フランス、ドイツ、

インドネシア、イタリア、ポーランド、シンガポール、トルコ、マレーシア、スペインの10か国が参加し、インド太平洋地域における同盟国・同志国などとの連携・関係の強化及び空挺作戦に係る戦術技量を向上させた。

（国外）

令和7年度に、イタリア陸軍主催の多国間空挺演習に参加し、イタリアをはじめ、米国及び欧州各国の部隊とともに共同による自由降下に引き続く一連の作戦行動を演練した。本演習は、陸上自衛隊が初めて参加する欧州本土での空挺作戦に関する訓練であり、空挺作戦を共同で実施することで、自衛隊の戦術技量の向上及び各参加国軍との連携を強化した。

本訓練の実施に至った経緯としては、陸幕長とマシエッロ・イタリア陸軍参謀総長との懇談において、ハイレベルでの信頼関係の構築のみならず、部隊間交流についても積極的に発展させていくという方向で一致したことによる。

イタリアは、我が国を含むインド太平洋地域への関与を強化しており、安全保障上のパートナーとして、防衛協力を進展させることは非常に重要である。本訓練は、陸上自衛隊の戦術技量の向上及びノウハウの相互共有につながるだけでなく、陸上自衛隊とイタリア陸軍との相互理解及び信頼関係を強化し、今後の日本・イタリア間交流の拡充につながるものであり、自由で開かれたインド太平洋の実現に寄与するものであると認識している。

カ 英空母打撃軍（CG25）の展開に伴う共同訓練

本訓練の目的は、部隊の戦術技量の向上を図るとともに、航空自衛隊及び英海軍、英空軍との連携強化を図ることである。英国が空母「プリンス・オブ・ウェールズ」を含む空母打撃群を2025年8月から9月にかけて日本に派遣し、その際、海自は、英空母打撃群、米空母打撃群、豪駆逐艦、スペイン及びノルウェーのフリゲート艦などとの共同訓練を行った。また、空自は、英海軍のF-35B戦闘機と共同訓練を行った。

これまでの実績としては、2016年10月に実施された「ガーディアン・ノース16」に加え、2021年には英空母打撃群 CSG21 の日本展開に伴い実施した「パシフィック・クラウン21」、航空自衛隊との間で共同訓練を実施した実績がある。

5 課題

・近年、インド太平洋地域を中心として、同志国等との二国間・多国間共同訓練の機会が増加しており、自衛隊がこれらの訓練に参加する意義は一層高まっている。

・他方で、日本主催を含む多国間共同訓練への参加回数の増加に伴い、訓練の計画、調整及び実施に係る業務が増加している。このため、限られた人員及び予算の下で、各訓練の目的や効果を踏まえた効果的かつ効率的な参加の在り方を検討することが課題となっている。

・また、各国との共同訓練を通じて相互運用性の向上及び連携強化を図るためには、訓練内容の高度化・多様化に対応し、より実践的な内容への充実及び継続的な見直しに取り組む必要がある。

6 評価の結果及び施策等への反映（今後の方向性）

【評価の結果】

○有効性

自衛隊の同志国等との共同訓練は、自衛隊の各種能力の向上による我が国防衛力の維持・向上のみならず、関係国との相互理解及び信頼関係の強化に資するものであり、地域の平和と安定に寄与する観点から重要である。

○必要性

実施・参加が可能な二国間・多国間共同訓練については、引き続き積極的に取り組む必要がある。

【施策等への反映（今後の方向性）】

・インド太平洋地域を中心に多国間共同訓練の機会が増加していることを踏まえ、各訓練の目的、内容及び期待される効果等を十分に考慮しつつ、優先度を明確化した上で、効果的かつ効率的な訓練への参加を推進する。

・また、各国との相互運用性の向上及び連携強化を図る観点から、訓練内容の高度化・多様化に対応しつつ、領域横断的な要素も含め、より実践的で効果的な共同訓練の実施に取り組む。

・さらに、日本が主催又は共催する多国間共同訓練について、防衛省・自衛隊が主体的な役割を果たしていく観点から、関係国との調整の円滑化等を図りつつ、訓練・演習を安定的かつ効果的に実施するための条件整備に努める。

7 その他の参考情報

防衛白書

令和8年度 政策評価書（総合評価方式）

担当部局等名：人事教育局人事計画・補任課

評価実施時期：令和8年8月

1 施策等名

人的基盤の強化

2 政策体系上の位置付け

防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための基盤の強化

3 施策等の概要

自衛官の募集は困難な状況にある。例えば、自衛官の募集対象である18歳から32歳までの人口は2024年度から2045年度で約3割減少するものと推定されている。

特に、人口減少に加えて大学等進学率の高まりにより、高校新卒求人倍率は、2024年度には3.7倍を記録するなど、上昇を続けており、特に2士採用のターゲットである高卒者の人材獲得競争は激化している。

自衛官の応募者は、2014年度から2024年度までの10年間で約4割減少しており、同期間における採用者は約3割減少している。特に2士の採用は危機的な状況であり、同期間において応募者・採用者ともに約4割減少しており、士の充足率は2024年度で約6割にとどまっている。

さらに、自衛官の中途退職者数も増加傾向にあり、2024年度には約5,620人が退職している。これは、仮に年間1万人採用した場合、その約半数に相当する規模が中途退職している計算になる。特に、入隊初期の若者が中途退職しているケースが多く、2024年度の実績で言えば、5年以内で退職するケースが約5割を占めており、こうした若年層の離職にいかに歯止めをかけるかが喫緊の課題である。

しかしながら、戦後最も厳しい安全保障環境に対応するため、防衛力の抜本的強化の必要がある。無人化や省人化といった取組を進めているところではあるが、防衛力の担い手である自衛官を質・量ともに確保することは至上命題であり、このまま抜本的な策を講じなければ、人員の確保は更に厳しくなる。特に、国の防衛という厳しい任務を担うがゆえに、平素から、自衛官は厳しい環境に耐え続けることが当然であるとする従来の組織文化のままでは、安定的な人員確保は困難である。

今後は、防衛省・自衛隊の使命である我が国の防衛に携わる自衛官が、志を持って業務に向き合い、能力を最大限発揮できるよう、「働きがい」の向上や「働きやすさ」の確保により、「人」を中心に据えた組織づくりを進めていく必要がある。

【図1】自衛官の応募者数・採用者数の推移



【図2】自衛官の中途退職者数の推移



こうした観点から、防衛省では自衛官の勤務環境の改善に取り組んでおり、その一環として、働き方改革や女性の活躍推進においては以下のような施策を実施している。

①働き方改革の推進

日本社会における働き方に関する価値観が変容する中で、防衛省においても性別等にかかわらず全ての職員が、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活を両立し、安心して働き続け、能力を最大限発揮できる職場環境の整備が必要である。

特に共働きの世帯が増加している状況を踏まえれば、即応体制を維持する自衛官においても、男女ともに子育てをする「共育て」をすることができるような環境を実現することが重要であり、両立支援制度の充実とともに、当該制度の周知及び利用促進を省を挙げて積極的に推進し、職員が当該制度を活用しやすい環境を構築していかなければならない。

このため、働き方改革を行い、職員が任務に専念しつつ能力を十分に発揮できるような環境の整備に取り組んでいる。具体的には、フレックスタイム制及び早出遅出勤務制度の見直しや、育児休業の取得制限の緩和をはじめとする各種制度の改善を図っている。また、テレワーク実施要領の周知や端末の整備等によるテレワークの推進、年次休暇の取得促進、育児休業収入シミュレーションの作成等による男性職員の育児休業制度の取得促進や庁内託児施設の整備、各種取組の周知などを進めてきたところである。

【図3】両立支援制度の具体例の職員への周知（防衛省ワークスタイル事例集2025）

両立支援制度の紹介

妊産・出産の期に利用できる制度

- 妊産時の保健指導及び健康診査のための特別休暇**
妊産中又は出産後1年以内の女性職員が、保健指導及び健康診査を受ける場合に取得することが可能です。
- 妊産中の休息、補食のための特別休暇**
妊産中の女性職員が身体又は胎児の健康保持のため、適宜休息し、又は補食するために取得することが可能です。
- 妊産中の職員の通勤緩和のための特別休暇**
妊産中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、身体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合に取得することが可能です。
- 産前特別休暇**
6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産予定の女性職員が申し出た場合に、出産日までの期間に取得することが可能です。
- 産後特別休暇**
出産日の翌日から8週間を経過するまでの期間に取得することが可能です。
- 配産者の出産特別休暇**
妻の出産に伴う入院の付添い等を行うため、男性職員が取得することが可能です。

育児の期に利用できる制度

- 育児参加のための特別休暇**
妻が出産する場合に、男性職員がその出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（以下「子」という。）を養育する場合に取得することが可能です。
- 保育時間確保のための特別休暇**
生後1歳未満の子を育てる職員が、その子の保育（授乳や託児所等への送迎等）に必要と認められる場合に取得することが可能です。
- 子の看護等のための特別休暇**
9歳に達する日以後の最初の3月31日までの子（以下「子」という。）を養育する職員が、その子を看護する場合に取得することが可能です。
- 育児休業**
子を養育するため、子が3歳に達する日まで、取得することが可能です。
- 育児短時間勤務（自衛官等）**
小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、週38時間45分より短い勤務時間で勤務することが可能です。
- 育児時間**
小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、勤務時間の短縮は認められず、1日を1日として1日勤務時間の範囲内（1時間単位）で取得することが可能です。

介護の期に利用できる制度

- 短期介護休暇（自衛官等）**
食糧、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者（要介護者）の介護その他の世話を行うため、1の年において5日の範囲内で取得することが可能です。
- 介護休暇**
要介護者の介護を行うために、週5月までの範囲内において勤務しないことが認められる制度です。
- 介護時間**
要介護者の介護を行うために、1日の勤務時間うち2時間を超えない範囲で勤務しないことが認められる制度です。

育児・介護 共通

- 超過勤務の免除（自衛官等）**
妊産中もしくは出産後1年以内の女性職員、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員又は要介護者を介護する職員の超過勤務を免除する制度。
- 休憩時間の短縮**
休憩時間が60分の場合は45分又は30分、休憩時間が45分の場合は30分に短縮することが可能です。

育児・介護 共通

- 早出遅出勤務**
育児（未就学児又は就学児の養育）、介護、その他（療学や業務による疲労の防止等）のために、1日の勤務時間の長さを短く、始業・始業時間を繰り上げ又は繰り下げて勤務することができる制度です。
- フレックスタイム制**
職員から申告が行われた場合、療学又は公務の運営に支障がない範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮し、勤務時間の短縮を維持したうえで、勤務時間を振り替える制度です。
- 超過勤務の制限（自衛官等）**
小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員又は要介護者を介護する職員の超過勤務を制限する制度です。

制度を利用できる職員

- 男女ともに利用できる制度
- 女性職員のみ利用できる制度
- 男性職員のみ利用できる制度

防衛省の全ての職員が、柔軟で多様な勤務を可能とするため、様々な両立支援制度が用意されています！

○防衛省ホームページにおいても各種情報がご覧になれます。
「防衛省職員のための両立支援ハンドブック」は制度を分かりやすく解説した冊子です。ぜひご覧になってください。トット

○女性活躍・WLB推進、両立支援制度に関するお問い合わせは、所属する人事担当部署までお問い合わせください。

②女性の活躍推進

政策・方針決定過程に男女が共に参画し、女性職員の活躍が進展することは、人員確保の観点から重要であるとともに、組織運営に幅広い視点を取り込むために不可欠である。このため、防衛省・自衛隊では、全ての職員がワークライフバランスを実現できるように働き方改革等の様々な取組を進めながら、女性自衛官の採用・登用の拡大に取り組んでいる。

具体的には、精強性の維持等の職務の特殊性を踏まえた上で女性の採用拡大を図るとともに、各人の能力、適性、意欲等を考慮しつつ、キャリア形成支援や意欲の向上等の計画的育成などにより、女性の登用の拡大に取り組んでいる。また、意欲と能力のある女性自衛官があらゆる分野にチャレンジできるよう、配置制限の完全撤廃なども進めてきたところである。更に、女性自衛官に限らず、育児等により時間に制約のある職員が仕事と家庭を両立できるようにするため、両立支援制度の充実やテレワーク等の柔軟な働き方の環境整備、施設整備等を実施している。

特に、教育・生活・勤務環境などの基盤整備については、こうした女性自衛官の活躍を確実なものとするために不可欠であり、各駐屯地、基地等における女性用トイレ・浴場、女性用区画の整備や艦艇の女性用区画の整備などは重点的に進めてきた。令和8年度予算においても、防衛省における女性の活躍のための予算として約112億円を計上している。このうち、各駐屯地、基地等の隊舎・庁舎の女性用区画の整備や女性用トイレや浴場の新設・改修、潜水艦の女性用区画の整備等の教育・生活・勤務環境の基盤整備の予算（※）としては約108億円を計上している。

（※）女性の教育・生活・勤務環境の整備に係る予算額の推移

（単位：億円）

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
58	57	139	164	108

【図4】女性自衛官の採用・登用等の目標

防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画における目標及び現状値			
	項 目	目 標	現状値
女性自衛官の採用・登用等	自衛官の採用者に占める女性の割合	17%以上（令和3年度以降）	17.3%（令和6年度）
	全自衛官に占める女性割合	12%以上（令和12年度まで）	9.1%（令和6年度）
	佐官以上に占める女性割合	5%以上（令和7年度まで）	4.5%（令和6年度）

【図5】女性自衛官の配置制限

○ これまでに女性自衛官の配置制限を順次見直しを行った結果、令和7年7月に女性自衛官の配置制限を全て解除。

○ これにより、多くの女性自衛官が自身の希望する職種・職域に勤務できる環境を整備。

平成5年以前	「直接戦闘職域」「戦闘部隊を直接支援する職域」「肉体的負荷の大きい職域」については、女性自衛官を配置しないこととしていた	 平成30年 女性初戦術機掃射士の誕生  令和2年3月 女性初空挺隊員の誕生  令和2年10月 女性初潜水艦乗組員の誕生  令和3年3月 女性初水陸両用車本訓練課程終了
平成5年	配置についての見直しを実施し、自衛官のすべての職域を女性自衛官に開放 ただし、母性の保護、男女間のプライバシーの保護等を総合的に勘案し、以下の一部の配置については制限 陸自：普通科中隊、戦車中隊、偵察隊、化学防護隊 等 海自：固定翼戦闘機（P-3C）（教育部隊については開放）、護衛艦、掃海母艦、輸送艦、潜水艦、ミサイル艇、掃海艇（艇） 空自：戦闘機、偵察機	
平成19年3月	海自のすべての固定翼戦闘機（P-3C）への配置開放	
平成20年9月	海自の護衛艦、掃海母艦、すべての回転翼戦闘機への配置開放	
平成24年7月	海自の輸送艦への配置開放	
平成27年11月	空自の戦闘機、偵察機への配置開放 ⇒ 空自のすべての配置を開放	
平成28年3月	海自のミサイル艇、掃海艇（艇）、特別警備隊への配置開放 陸自の対戦車ヘリコプター隊飛行班、特殊武器（化学）防護隊の一部への配置開放	
平成29年4月	陸自の普通科中隊、戦車中隊、偵察隊等への配置開放 ⇒ 陸自のすべての配置を開放（※1）に開放 ※1 「母性の保護」の観点から労働法制において女性の就業を制限している業務に該当する一部（陸自の特殊武器（化学）防護隊及び坑道中隊（※2）の一部）については、女性自衛官の配置を制限	
平成30年12月	海自の潜水艦への配置開放 ⇒ 海自のすべての配置を開放	
令和7年7月	陸自の特殊武器（化学）防護隊の一部部隊への配置制限 ⇒ 陸自のすべての配置を開放	

※2 坑道中隊は令和5年度末に部隊自体を廃止

陸・海・空自衛隊における女性自衛官の配置制限は完全撤廃

4 政策効果の把握・分析

令和7年11月末時点における志願者数は、約60,100人と、昨年度に比して約+3,400人（+約6.0%）と増加、このうち、2士種目（一般曹候補生及び自衛

官候補生)の志願者数については、35,400人と、昨年度に比して約+1,100人(約+3.2%)と増加している。自衛官の採用者数に占める女性割合についても、令和6年度は17.3%(6人に1人が女性の計算)と一定の割合を占めるに至っており、自衛官の人員確保においても女性が重要となっている。

また、中途退職者について言えば、令和6年度の4月から10月までの中途退職者数に対し、令和7年度の4月から10月までの中途退職者数は約420名減少し、特に採用の厳しい士で約330名の大きな減少がみられる。

働き方改革や女性の活躍推進などは、多様な人材が自衛官として活躍できる環境の整備に資するものであり、女性の採用者増加や中途退職の減少といった形で、自衛官の人員確保に一定の効果を上げているものと考えられる。引き続き、自衛官給与の引き上げ等の様々な取組と連携しながら、自衛官の人員確保のために働き方改革や女性の活躍推進に取り組む必要がある。

【図6】自衛官の志願者数・中途退職者数の推移



① 働き方改革の推進

子育てや介護への対応は、多くの職員にとって避けては通れない課題であり、こうした事情を抱える職員が安心して職務に専念し、その能力を十分に発揮できる環境を整備することは重要である。

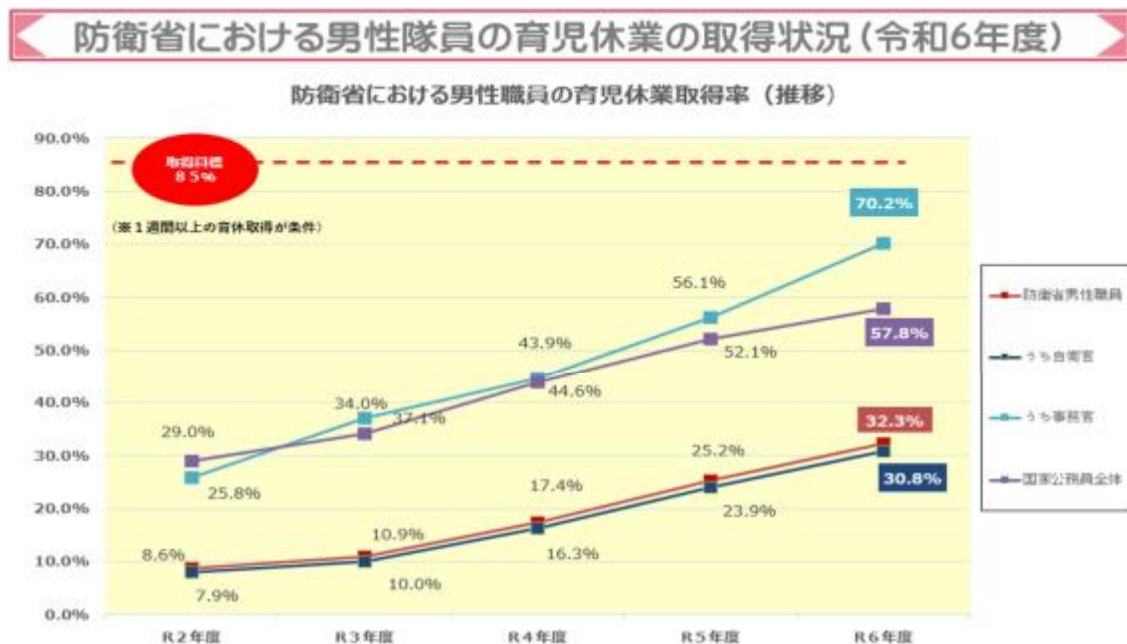
このため、防衛省では、フレックスタイム制や早出遅出勤務、男性の育児休業の取得促進等に関する制度・取組を充実させるとともに、職員が過度に遠慮することなく各種制度を活用できるような雰囲気醸成を図り、両立支援制度をはじめとした働き方改革の実効性の向上を図っている。

例えば、男性の育児参加について、幹部職員や管理職員への意識啓発や育児休業等の利用例(ロールモデル)等を掲載したハンドブックを活用した制度の周知等を推進しており、男性自衛官の育児休業の取得率は近年上昇している。具体的には、平成26年度で約0.5%、令和2年度では約7.9%であったところ、令和6年度には約30.8%と大幅に上昇している。

このように、両立支援制度の整備と併せてその利用に係る取組を進めることで、より多くの職員の働きやすさにつながる雰囲気が醸成され、勤務環境の更なる改善に繋がるものと考えられる。引き続き、両立支援に係る取組をはじめとした働き方改革を推進すること

が必要である。

【図 7】 防衛省における男性職員の育児休業の取得状況



②女性の活躍推進

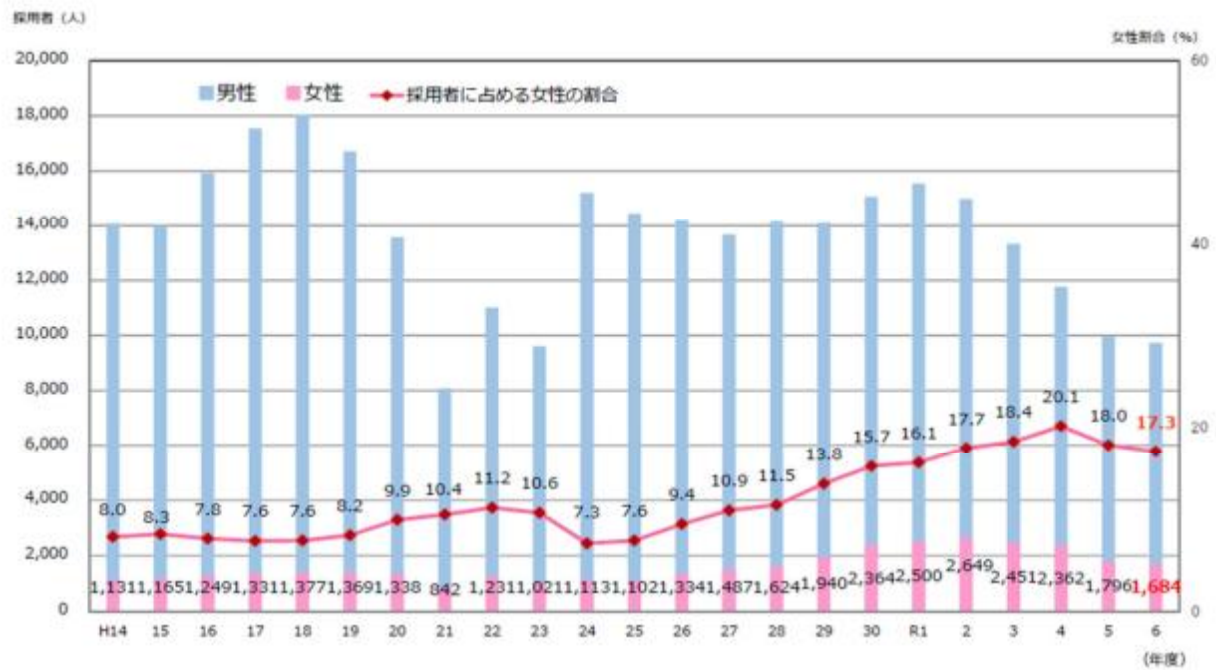
女性の積極的な採用・登用は、自衛官の人員確保の観点のみならず、多様な意見を反映した施策を進める観点からも極めて重要である。

このため、防衛省は航空自衛隊における女性自衛官の採用枠の撤廃や女性自衛官の配置制限の撤廃、女性自衛官の戦闘機操縦者や空挺隊員、潜水艦乗員への配置など、女性自衛官の積極的な採用・登用を実施してきた。それとともに、各駐屯地、基地等における女性用トイレ・浴場、女性用区画の整備や艦艇の女性用区画の整備など、女性自衛官が安心して勤務できる環境の整備を進めてきたところである。

これらの取組により、女性自衛官の採用・登用は着実に進展しており、自衛官に占める女性の割合は、平成26年度末の約5.7%から令和6年度末には約9.1%へと増加し、佐官以上に占める女性の割合は、平成26年度末で約3.1%から令和6年度末には約4.5%へと増加している。また、令和7年度に実施した防衛省職員アンケート調査においても、5年前より「女性が十分に能力を発揮して働ける職場づくりに関する意識が高まった」との回答が約8割となっており、災害派遣などでは、女性ならではの視点やアプローチ等も踏まえた活動も行われるなど、女性自衛官の登用の効果が施策にも表れている。

このように、女性の活躍推進に係る取組は、組織の多様性の向上のみならず、施策の質の向上や任務遂行能力の強化にも資するものであり、継続して実施していくことが求められている。

【図8】 女性自衛官の採用状況



【図9】 女性自衛官の在職者数推移



5 課題

自衛官の人員確保にあたっては、引き続き、女性を含めた志願者・採用者の確保と中途退職者の抑制に取り組んでいくことが重要であり、それにあたっては、両立支援制度の充実を含めた働き方改革や女性の活躍推進に関する取組についても強化し、防衛省を「働きがい」と「働きやすさ」を高めた職場としていく必要がある。

①働き方改革の推進

働き方改革の取組のうち、両立支援制度については、制度自体の整備は進んでいるものの、全ての職員において十分に活用されていない状況である。特に、男性職員の育児休業取得率は令和2年度（8.6%）と令和6年度（32.3%）を比較して3.8倍と上昇しているものの、国家公務員平均と比べると低調な状況にあり、仕事と子育ての両立が十分できる状態とは言い難い。特に、自衛官の育児休業の取得率は事務官に比べて低く、令和6年度においては、事務官については約70.2%と国家公務員全体の数字（約57.8%）を上回る水準にある一方で、自衛官については約30.8%にとどまっている。

令和7年度に防衛省職員に対してアンケート調査を実施したところ、男性職員がより育児に参加するための取組として、「取得しやすい職場の雰囲気づくり」、「上司等からの利用勧奨」が重要であるとの回答を得ており、男性職員の育児参加しやすい環境の醸成の強化が課題とみられる。

この他、フレックスタイム制や早出遅出勤務、テレワークの実施等、柔軟な働き方を実施するための制度についても実施・利用したことがない職員が多く、男性職員の育児休業と同様に、職員が活用しやすい両立支援制度とし、職員にとって働きやすい職場環境となるように取組を行う必要がある。

【図 10】男性国家公務員の育児休業等の取得状況

国家公務員（男性）の育児休業等の取得状況			
令和6年度に子が生まれた男性職員の育児に伴う育児休業の取得状況			
府省等名	新規取得者数	令和6年度中に子が生まれた職員数	取得率
内閣官房	21	27	77.8%
内閣法制局	2	2	100.0%
内閣府	46	61	75.4%
宮内庁	11	16	68.8%
公正取引委員会	17	17	100.0%
国家公安委員会（警察庁）	112	126	88.9%
個人情報保護委員会	3	4	75.0%
カジノ管理委員会	3	3	100.0%
金融庁	34	53	64.2%
消費者庁	8	11	72.7%
こども家庭庁	9	9	100.0%
デジタル庁	6	6	100.0%
復興庁	6	7	85.7%
総務省	76	102	74.5%
法務省	1,004	1,207	83.2%
外務省	51	116	44.0%
財務省	1,434	1,508	95.1%
文部科学省	38	47	80.9%
厚生労働省	451	460	98.0%
農林水産省	172	198	86.9%
経済産業省	128	162	79.0%
国土交通省	855	1,064	80.4%
環境省	50	66	75.8%
防衛省	1,893	5,862	32.3%
人事院	9	10	90.0%
会計検査院	16	16	100.0%
合計	6,455	11,160	57.8%
令和5年度に子が生まれた男性職員の育児に伴う休暇・休業の取得状況			
府省等名	取得率	子の出生後1年以内に1か月以上取得の職員	
内閣官房	88.5%		73.1%
内閣法制局	100.0%		100.0%
内閣府	100.0%		85.0%
宮内庁	100.0%		76.5%
公正取引委員会	100.0%		100.0%
警察庁	100.0%		96.1%
個人情報保護委員会	100.0%		75.0%
カジノ管理委員会	100.0%		100.0%
金融庁	100.0%		89.3%
消費者庁	100.0%		80.0%
こども家庭庁	100.0%		55.6%
デジタル庁	100.0%		100.0%
復興庁	100.0%		100.0%
総務省	98.7%		83.3%
法務省	100.0%		94.7%
外務省	100.0%		83.9%
財務省	99.9%		92.9%
文部科学省	100.0%		85.2%
厚生労働省	97.5%		93.4%
農林水産省	99.3%		89.9%
経済産業省	100.0%		96.5%
国土交通省	97.2%		94.4%
環境省	100.0%		78.6%
防衛省	89.9%		60.7%
人事院	100.0%		85.7%
会計検査院	100.0%		100.0%
合計	94.4%		76.6%

②女性の活躍推進

女性活躍についても、依然として女性への家事・育児・介護等の偏りが生じており、いまだ「共育て」が完全に実現されているとは言い難い。また、「主たる稼ぎ手は男性である」

といった固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）により、性別によるポストの固定化の解消や女性職員の育成・登用等が十分に進んでいない状況も残る。長期間の育児休業や育児時間の取得、育児短時間勤務などの両立支援制度の利用は、女性職員が圧倒的に多く、その結果、本人の意思に反して、いわゆる「マミートラック」(※)に陥ってしまうこともある。また、女性自衛官の活躍を支えるための教育・生活・勤務環境の基盤整備についても進展しているものの、現場の実情に応じた整備の継続が求められる。

このような課題に対し、個々の女性職員のニーズを踏まえて、仕事と生活を調和させながら、幹部職員等への登用を含めたキャリア形成を着実にしていける真の「女性活躍」を実現するために、息の長い取組が必要である。具体的には、女性自衛官の採用・登用の一層の拡大に加え、キャリア形成支援、教育・生活・勤務環境の整備及び女性職員を含めた職員全体の意識改革を総合的に推進し、女性がその能力を十分に発揮できる環境をしっかりと整備していくことが重要となる。

(※) マミートラック：一般に、母親となった女性職員が、産休や育休等から復帰した際に、自己の意に反して職務の内容や勤務の態様等が変化し、結果として当該女性職員のキャリア形成に悪影響を及ぼすことなどを指す。

6 評価の結果及び施策等への反映（今後の方向性）

本施策については、両立支援制度の充実を含めた働き方改革及び女性の活躍推進に係る各種取組を総合的に推進した結果、女性をはじめとする多様な者が働きやすい環境の整備が進み、志願者数の増加及び中途退職者数の減少といった自衛官の人員確保に一定の効果をもたらしたものと評価される。

一方で、働き方改革の推進については、両立支援制度自体の整備は進んでいるものの、その利用率は必ずしも十分とは言えず、制度利用に向けた取組の強化が必要である。例えば、国家公務員全体と比較して低い水準にある男性自衛官の育児休業取得率を向上させることは、性別にかかわらず、仕事と家庭を両立できる勤務環境としていくために重要である。また、女性の活躍推進については、女性自衛官の採用・登用の進展が見られるものの、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの影響など、上位職への登用での課題もあり、継続的な人材確保及び多様な意見を反映した施策推進にあたって、更に取り組んでいく必要がある。

このため、令和8年3月、防衛副大臣を長とする「防衛省女性職員活躍・ワークライフバランス推進本部」において、新たに策定した「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画（R8～R12）」に基づき、これまでの取組を一層推進することとする。具体的には、働き方改革については、長時間労働の是正等の職場環境の改善や、両立支援制度の実効的な活用に向けた幹部職員等による取得勧奨等の取組を強化する。また、女性の活躍推進については、能力・適性等に基づく適切な人事管理の下、計画的なキャリア形成支援や意識改革等を総合的に進めて採用・登用を推進する。

これらの取組を通じて、防衛省・自衛隊の使命である我が国の防衛に携わる職員が、志を持って業務に向き合い、能力を最大限発揮できるようにするため、「人」を中心に据えた組織づくりを進め、「更なるワークライフバランスの推進のための働き方改革」及び「女性職員をはじめとする多様な職員の活躍推進」に取り組むことで、自衛官の安定的な人員確保につなげていくものとする。

【図 11】防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画の概

防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画の概要	
○ 防衛省・自衛隊の使命である我が国の防衛に携わる職員が、志を持って業務に向き合い、能力を最大限発揮できるよう、「働きがい」が向上され「働きやすさ」を確保し、多様な職員が活躍できる、「人」を中心に据えた組織づくりを進める。これを実現するため、「更なるワークライフバランス推進のための働き方改革」と「女性職員を始めとする多様な職員の活躍推進」に取り組む ○ 計画期間は令和8年度～12年度とし、防衛副大臣の強力なリーダーシップの下、同副大臣を長とする「防衛省女性職員活躍・ワークライフバランス推進本部」において取組を推進	
更なるワークライフバランス推進のための働き方改革	
1. 職員の「働きがい」の向上 ・「働きがい」向上のための職員自身の取組（内省による「働きがい」の言語化、能力・スキルの向上等） ・職員の「働きがい」向上に向けた幹部職員等の取組（幹部職員による仕事の意義等の発信・伝達、管理職員による部下職員へのフィードバックや風通しのよい職場づくり、職場の連帯感の醸成、人事担当局によるキャリア形成支援等）	
2. 職場の「働きやすさ」の確保 ・長時間労働の是正・生産性の向上に向けた取組の推進（長時間労働の是正に向けた組織的な取組、防衛行政DXの推進、国会関係業務等の府省横断的な業務の効率化、業務見直しの取組に対する人事評価への確実な反映、人員配置等） ・働く時間と場所の柔軟性の確保（テレワーク・フレックスタイム制等の活用推進、「子育て」等の推進、転動に関する配慮） ・執務環境の整備（オフィス改革の推進、快適で安全な執務環境の確保） ・ハラスメント防止等の推進（パワーハラスメント、セクシュアル・ハラスメント等の防止、カスタマー・ハラスメントへの対策）	
女性職員を始めとする多様な職員の活躍推進	
1. 女性の活躍推進 ・女性の採用の拡大（数値目標を踏まえた女性の採用拡大、積極的な広報活動の実施、中途採用の拡大） ・女性の計画的育成及び女性の登用拡大（出産・育児期も含めた必要な職務経験の付与、性別によるポストの固定化解消等） ・女性の健康課題に係る職員の理解促進等 ・審議会等委員等における女性の参画拡大	
2. 中途採用職員やシニア職員等の活躍推進 ・中途採用職員が即戦力としてスムーズに活躍できるような定着支援 ・シニア職員などのこれまでより年齢の高い職員の様々な事情に応じた職務付与、キャリア形成支援等	

※本計画は、「国軍公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」を踏まえ、次世代育成支援対策及び女性活躍推進法に基づく行動計画を兼ねるものである

①更なるワークライフバランス推進のための働き方改革

職員の能力・スキル向上の支援や幹部職員等による支援などによる「職員の働きがいの向上」とともに、長時間労働の是正や働く時間と場所の柔軟性の確保や職場環境の改善等による「職場の働きやすさの確保」を図る。

特に、「職場の働きやすさの確保」に関して、家事・育児・介護等の負担については依然として性別間で偏りが見られ、両立支援制度の整備に加え、性別を問わず両立支援制度を積極的に活用できる環境の整備が、女性職員の中途離職防止にも重要である。このため、職場全体で育児休業等を肯定的に受け止める意識の醸成や、幹部職員等による情報提供や取得勧奨を通じ、両立支援に関する制度利用を組織として後押しする仕組みを強化する必要がある。

具体的には、育児に関しては、業務分担の見直しや代替要員の確保により周囲への負担軽減を図るとともに、復帰後のキャリア形成支援等を通じて制度を利用しやすい環境を整備する。これにより、こどもが生まれた全ての男性職員が1か月以上を目途に育児に伴う休暇・休業を取得できることを目指し、男性職員の育児休業取得は、政府全体の目標（2030年度までに85%（2週間以上の

取得率）の達成に向けて取り組むとともに、Child Care 7（上記の男性の配偶者出産休暇（2日）と男性の育児参加のための休暇（5日）を合わせたもの。）については、100%の取得率を目指す。

また、職員の意向を適切に把握した上で、働き方の柔軟化やキャリア支援、代替業務の評価への反映、復帰支援、相談体制の整備等を進めるとともに、必要に応じて託児施設やシッターサービス等の支援策の充実を図り、両立支援制度の実効的な活用を促進する。

介護を担う職員やその他の職員に対しても、同様に各種制度を利用しやすい環境を整備し、職員が仕事と家庭の両立に不安を生じないように取り組んでいくものとする。

②女性職員をはじめとする多様な職員の活躍推進

数値目標等を踏まえた女性の採用・登用や女性の健康課題に係る理解促進など「女性の活躍推進」とともに、多様な価値観を積極的に取り込み、組織を活性化していくとともに、政策や行政サービスの質の向上等を図るため「中途採用職員やシニア職員等の活躍推進」を実施する。

特に、女性の採用・登用に関しては、採用・登用の数値は向上しているものの、ポストの固定化や上位職への登用の遅れなどの課題が依然として残っており、特に女性自衛官が幹部としてより一層活躍できる環境の整備が重要である。

このため、女性事務官等の採用施策とも連携しつつ、処遇改善に係る広報や計画的な募集活動を推進するとともに、健康課題への理解促進などを通じて、安心して能力を発揮できる環境整備等を進める。また、選考採用・経験者採用の活用で管理職を含めた女性人材の採用・登用の拡大に取り組むほか、中途退職者の復帰支援やアルムネットワークの構築等を通じ、人材の再活用を図る。

あわせて、アンコンシャス・バイアスの解消に向けた意識改革を進めるとともに、性別によるポストの固定化を解消し、職務機会の付与による計画的な育成を推進する。

こうした取組により、令和12年度末までに佐官以上の幹部自衛官に占める女性の割合を6%以上とすることを目標として、その達成を目指す。また、令和17年度までに全自衛官に占める女性割合を13%以上とすることを目標に、自衛官の採用者に占める女性の割合を毎年度20%以上とすることを目標とする。

防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画における目標及び現状値

	項 目	目 標	現状値
男性の育児への参画促進	男性の育児休業取得率	85%（二週間以上の取得率） （令和12年度まで）	32.3%（令和6年度）
	男性の育児のための休暇・休業取得率	全員を目標にしつつ、概ね10割 （子の出生後1年以内に1か月以上）（令和12年度まで）	60.7%（令和5年度）
	男性の配偶者出産休暇（2日間）	100%（令和12年度まで）	95.3%（令和6年度）
	男性の育児参加のための休暇（5日間）	100%（令和12年度まで）	93.6%（令和6年度）
女性自衛官の採用・登用等	自衛官の採用者に占める女性の割合	20%以上（令和8年度以降）	17.3%（令和6年度）
	全自衛官に占める女性割合	13%以上（令和17年度まで）	9.1%（令和6年度）
	佐官以上に占める女性割合	6%以上（令和12年度まで）	4.5%（令和6年度）

7 その他の参考情報

- ・防衛省HP「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」
- ・防衛省HP「防衛省職員のための両立支援ハンドブック」